



草加市人権施策推進計画

令和8年度(2026年度) ~ 令和13年度(2031年度)

はじめに

「だれもが幸せなまち 草加」は、私が掲げる本市のステートメントです。この言葉には、年齢や性別、障がいの有無、国籍、価値観などの違いにかかわらず、すべての人が互いの人権を尊重し、安心して自分らしく暮らすことのできるまちを目指す、本市の強い思いが込められています。



人権とは、人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。これらの権利は、日本国憲法によりすべての国民に保障されており、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支える、極めて大切なものです。

本市では、これまでも人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指し、「草加市人権施策推進基本方針」及び「草加市人権施策推進基本方針実施計画」を策定するとともに、令和2年6月18日には「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、人権課題の解消に向けた取組を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、女性、子ども、高年者、障がいのある人、部落差別、外国人等に関わる深刻かつ重大な人権課題は、今なお存在しています。加えて、インターネットやSNSの普及に伴う誹謗中傷や差別を助長する情報の拡散、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、さらには性的少数者に対する差別的な取扱い等、社会情勢の変化とともに新たな人権課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、この度、本市におけるこれまでの人権施策の成果と課題を検証し、「草加市人権施策推進基本方針」と「草加市人権施策推進基本方針実施計画」を一体的に整理した「草加市人権施策推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき「だれもが幸せなまち 草加」の実現を目指して、差別や偏見による人権侵害のない社会の構築を図るとともに、多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる人権共生社会のまちづくりを、市政のあらゆる分野において推進してまいります。その実現に向け、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました草加市人権推進審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

草加市長 **山川百合子**

目次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国内の動向	3
(3) 埼玉県の動向	4
3 本市におけるこれまでの取組と課題	
(1) これまでの取組	5
(2) 人権施策の課題	5
(3) 人権に関する住民の意識	6
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	24

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け	26
2 計画期間	26
3 基本理念	27
4 基本目標	28
5 計画体系図	29

第3章 人権課題への取組

1 共通施策	32
2 分野別施策	36

第4章 計画の推進

1 人権施策推進体制	56
2 進行管理	56

資料編	57
-----	----

※ 本計画中、用語解説(P74～P79)のある語句の初出個所に* 印を付しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人権とは、「人が人らしく幸せに生きていくための権利」で、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。この権利は、日本国憲法によってすべての国民に保障されており、これまで本市においても、草加市人権施策推進基本方針を策定し、各種の人権施策に取り組んできました。

こうした中、平成28年(2016年)には、差別の解消を目的に施行された人権に関する法律として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」(以下、「障害者差別解消法」といいます。)(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*)(以下「ヘイトスピーチ解消法」といいます。)(部落差別の解消の推進に関する法律*)(以下「部落差別解消推進法」といいます。)の人権三法が、令和5年(2023年)には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「理解増進法」といいます。)が施行されました。

また、埼玉県においても、令和4年(2022年)に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例*」や「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例*」が施行されています。

しかしながら、依然として、女性やこども、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別)、外国人等に関わる多くの人権課題が存在し、近年においては、インターネットの普及によるSNS*を悪用した誹謗中傷や差別を助長するような情報の掲載、更には新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、性的少数者*に対する差別的扱い等、社会情勢の変化とともに新たな問題もクローズアップされています。

このような新たな人権課題や社会情勢の変化に対応するとともに、本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画の分野別計画として各施策を体系的に整理し、今まで以上に総合的かつ計画的に推進するために、令和8年(2026年)3月に計画期間の終期を迎える草加市人権施策推進基本方針及び草加市人権施策推進基本方針実施計画を一つにまとめ、草加市人権施策推進計画を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

人類は、20世紀に二度にわたる世界大戦を経験し、人権尊重を無視した愚かな行為により多くの尊い人命が失われ、平和がいかに、かけがえのないものであるかを学びました。昭和23年(1948年)、国際連合は、第3回国連総会において、人権の確立を通じて平和な世界を築くために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択しました。

この理念の実現に向けて、国際連合では、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利条約」などを採択しつつ、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」などの国際年を設定し、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。しかしながら、摩擦や紛争は、人種や民族、宗教の違いなどによる対立から後を絶たず、平成5年(1993年)、ウィーンで開催された「世界人権会議」において、世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法、国際人道法に関する原則や国際連合の役割、すべての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画として、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、第49回国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とす

る決議が採択され、人権教育を積極的に推進するよう「国連 10 年行動計画」が示されたことにより、世界各国において、人権に関する様々な取組が実施されてきました。

平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として「持続可能な開発目標(SDGs*)」が採択されました。これは、「2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことで、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」など 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標として、日本においても積極的に取り組んでいます。

このように、世界では人権を尊重する様々な取組が行われてきましたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やパレスチナのイスラム組織ハマスへの襲撃とそれに対するイスラエル軍の応戦など、今もなお、罪のない子どもを含む多くの市民が巻き込まれ、尊い命が失われている現状が世界各国で存在しています。

(2) 国内の動向

国内では、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約を批准するとともに、平成 8 年(1996 年)には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」(5 年の期限立法)を制定し、平成 9 年(1997 年)には、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

平成 12 年(2000 年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」を制定し、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することを明記しました。同法の規定に基づき、平成 14 年(2002 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成 23 年(2011 年)には、同計画を変更し、新たに生起又は顕在化した人権課題に対応するため様々な対応を図ってきました。また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。主なものでも、「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「いじめ防止対策推進法」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」などが挙げられます。平成 28 年(2016 年)には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、障がいや理由とする差別のほか、本邦外出身者に対する不当な差別的言動や部落差別の解消のための施策を講じています。令和元年(2019 年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行され、アイヌ文化の振興等の施策に取り組んでいます。

さらに、令和 3 年(2021 年)には、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」を改正し、新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止のために啓発活動等を行っています。また、令和 6 年 5 月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が成立・交付され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められています。

(3) 埼玉県の動向

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進など、様々な施策が推進されました。

さらに、平成14年(2002年)、「彩の国5か年計画21」を新たに策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら生きる社会」の実現を目指して、「人権が尊重される環境づくり」「差別を許さない県民運動の推進」「女性に対する暴力の根絶と安全の確保」「児童虐待の防止」「子どもの権利を大切にする社会づくり」への取組が行われました。

また、平成13年(2001年)、県庁内に「埼玉県人権政策推進会議」が設置され、全庁をあげて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営が行われるとともに、平成14年(2002年)、埼玉県が取り組む人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」が策定されました。平成18年(2006年)、「差別を許さない県民運動」を継承・発展させ、「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」が設置されました。その後、平成24年(2012年)に、社会情勢の変化を踏まえ、新たな人権課題へ対応するため、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」が策定され、その後、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果や令和2年(2020年)10月に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえるとともに、人権指針第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、更に新たな人権課題へも的確に対応するため、令和4年(2022年)に人権指針の第2次改定を行いました。同年には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」と「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

3 本市におけるこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づき、平成 18 年(2006 年)に同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な差別や偏見の解消を目指した「草加市人権施策基本方針」を策定し、平成 20 年(2008 年)に草加市人権施策基本方針が目指す「人権共生社会」を実現するため、「草加市人権施策推進実施計画」を策定し、各種人権施策を推進してきました。

平成 30 年(2018 年)には「草加市人権施策推進基本方針実施計画(平成 25～29 年度)」が終了することに伴い、「草加市人権施策推進基本方針進実施計画(平成 30～34 年(2022 年)度)」を策定し、人権課題に対する取組、人権教育*・啓発など事業を推進してきました。

令和2年(2020 年)6月には、「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現」「多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を謳い、人権施策のより一層の推進を図っています。

令和3年(2021 年)3月には、「草加市男女共同参画プラン 2021」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向けて、男女共同参画意識の浸透・定着、ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)の推進、安心・安全な暮らしの実現などを基本目標に掲げ、施策の推進を図っています。

(2) 人権施策の課題

子ども、女性、高齢者であることや障がいの有無による差別等、従前からの人権課題のほか、近年では、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者等に対する必要なサービスの提供拒否などの事例が全国で起こり、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生じています。

さらに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、性的マイノリティの人々の人権問題など、様々な市民の人権に関わる問題があり、近年の課題となっています。

このような状況において、新たな人権課題に対応し、様々な市民の人権を尊重する取組が必要となっています。

(3) 人権に関する住民の意識

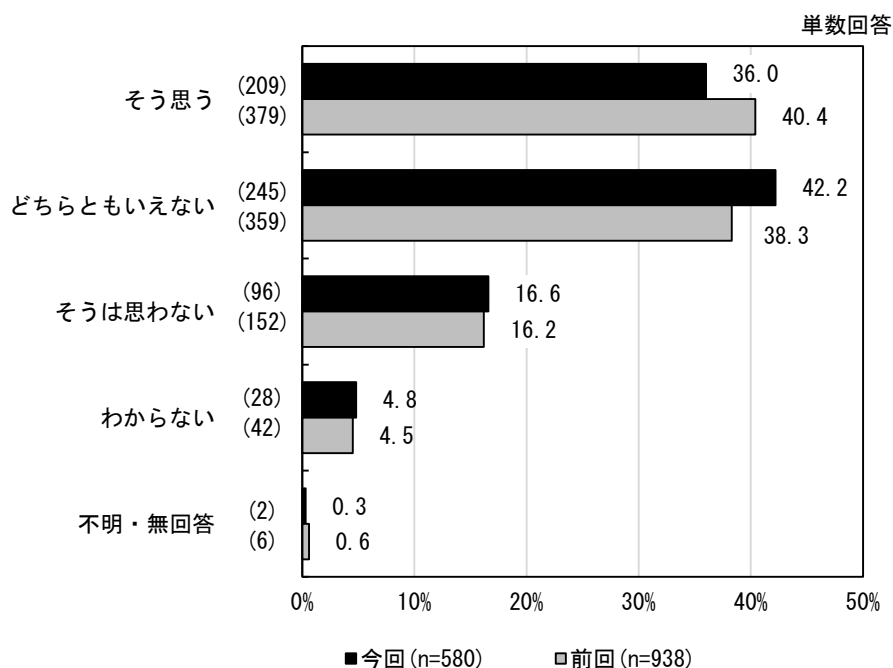
人権侵害の解決に向けて効果的な施策を進めるためには、様々な問題を的確に把握することが必要です。

これまでも本市では人権課題への取組を進めてきましたが、令和6年度(2024年度)に北足立郡同和対策推進協議会が実施した「人権意識調査」(18歳以上の北足立郡(14市町)に在住する住民を対象とした調査)によると、「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか」の問に対して「そう思う」との回答が「そうは思わない」を大きく上回っているものの、前回調査(令和元年度(2019年度)実施)と比較してほぼ同様となっていることから、更なる市民の人権を尊重する取組が必要となっています。

ア 人権全般について

本市では、これまで「人権施策推進基本方針」「人権施策推進基本方針実施計画」に基づき、人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、人権意識調査によると、「基本的人権が尊重されている社会だと思いますか」の問に対して、「そう思う」が36.0%と、「そうは思わない」の16.6%を大きく上回っていますが「どちらともいえない」が42.2%と最も高くなっています。「そう思う」人の割合を高めることが求められます。

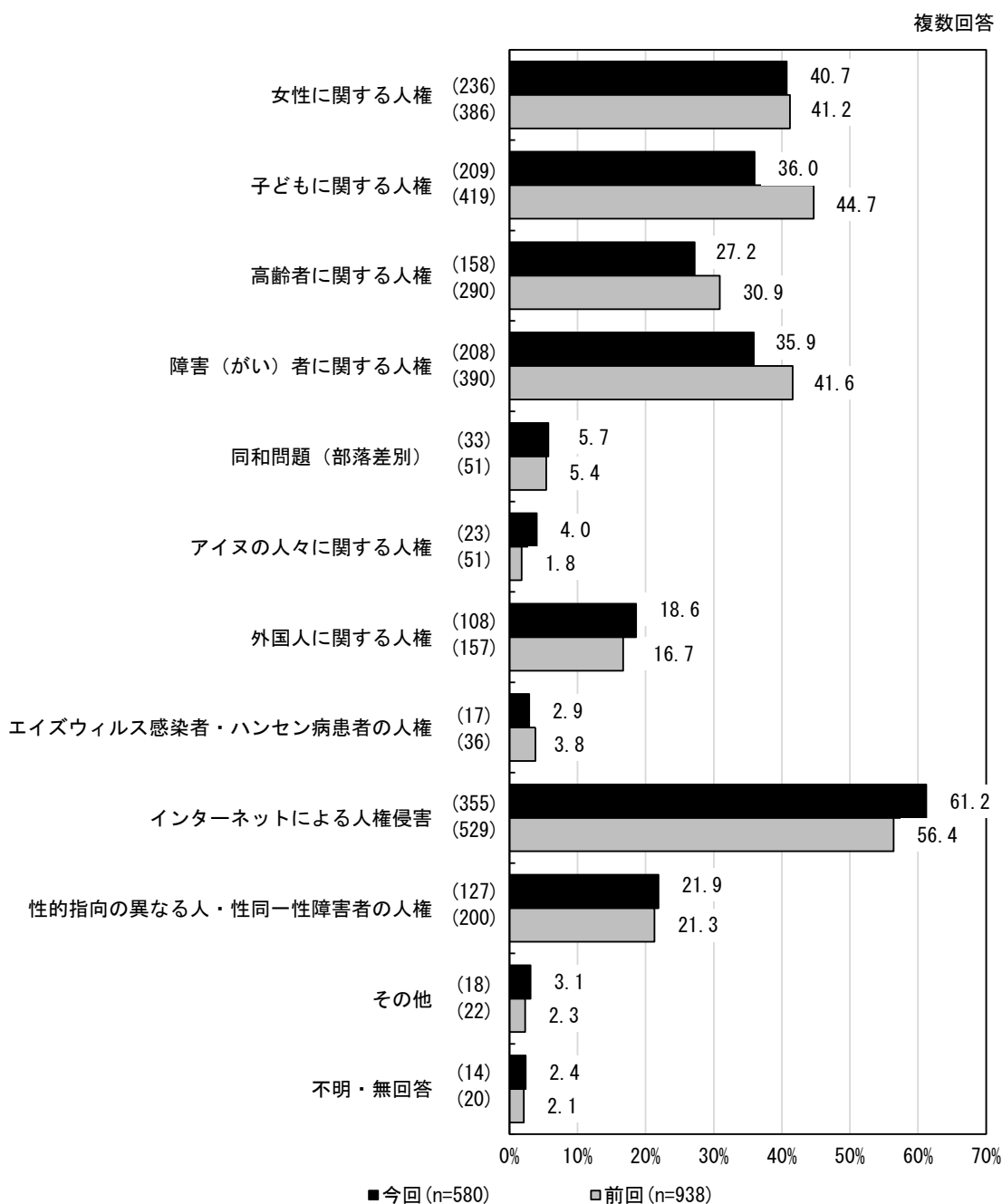
問 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。



人権意識調査によると、様々な人権に関わる問題の中で特に関心があるのは、「インターネットによる人権侵害」が 61.2%と最も高く、次いで「女性に関する人権」が 40.7%、「子どもに関する人権」が 36.0%と続いています。

前回調査と比較すると、「子どもに関する人権」が 8.7 ポイント、「障がい者に関する人権」が 5.7 ポイント減少しています。新たな人権課題に対応し、様々な市民の人権を尊重する取組が必要となっています。

問 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものを次の中から3つまでお選びください。



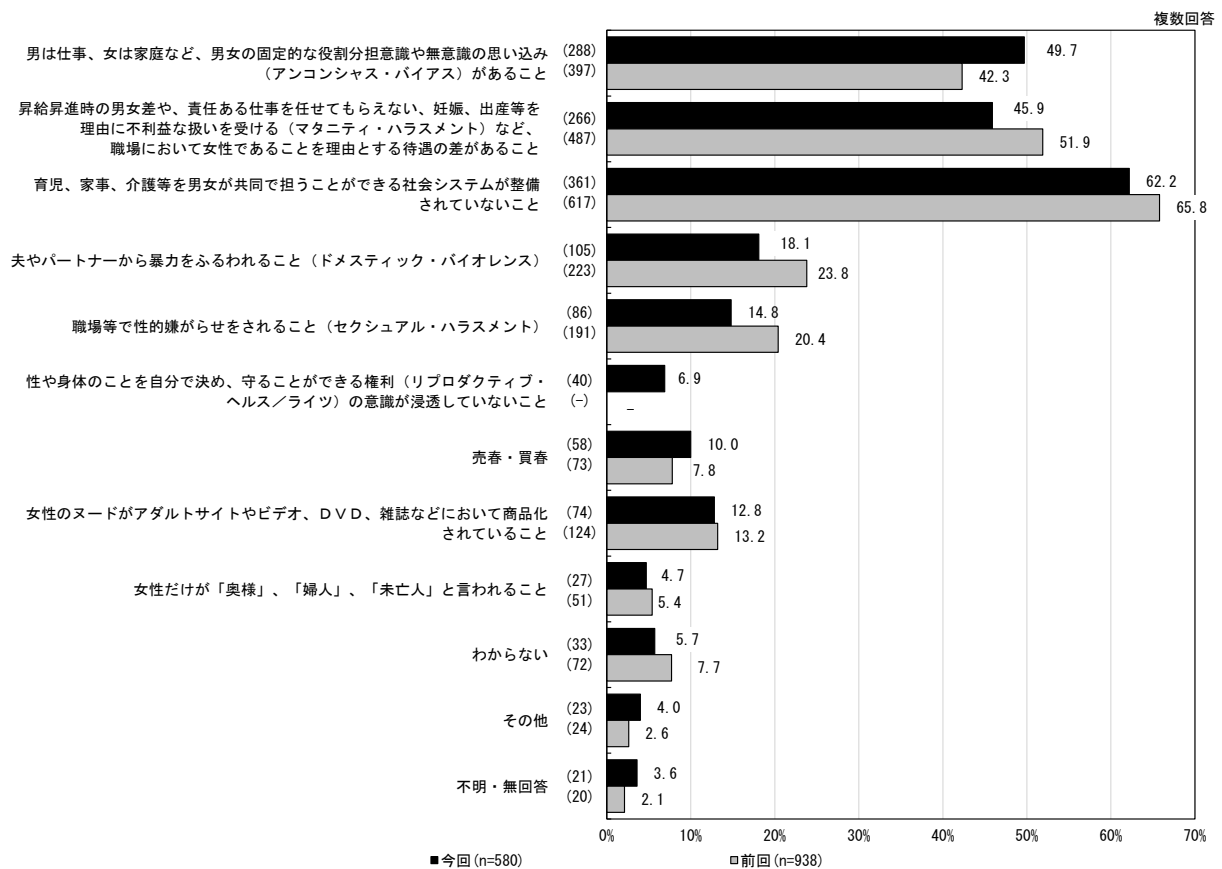
イ 人権課題について

① 女性に関する人権について

人権意識調査によると、「女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「育児、家事、介護等を男女が共同で担うことができる社会システムが整備されていないこと」が62.2%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があること」が49.7%、「昇給昇進時の男女差や、責任ある仕事を任せてもらえない、妊娠、出産等を理由に不利益な扱いを受ける(マタニティ・ハラスメント)など、職場において女性であることを理由とする待遇の差があること」が45.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があること」が7.4ポイント増加、「昇給昇進時の男女差や、責任ある仕事を任せてもらえない、妊娠、出産等を理由に不利益な扱いを受ける(マタニティ・ハラスメント)など、職場において女性であることを理由とする待遇の差があること」が6.0ポイント減少、「夫やパートナーから暴力をふるわれること(ドメスティック・バイオレンス)」が5.7ポイント減少、「職場等で性的嫌がらせをされること(セクシュアル・ハラスメント)」が5.6ポイント減少しています。

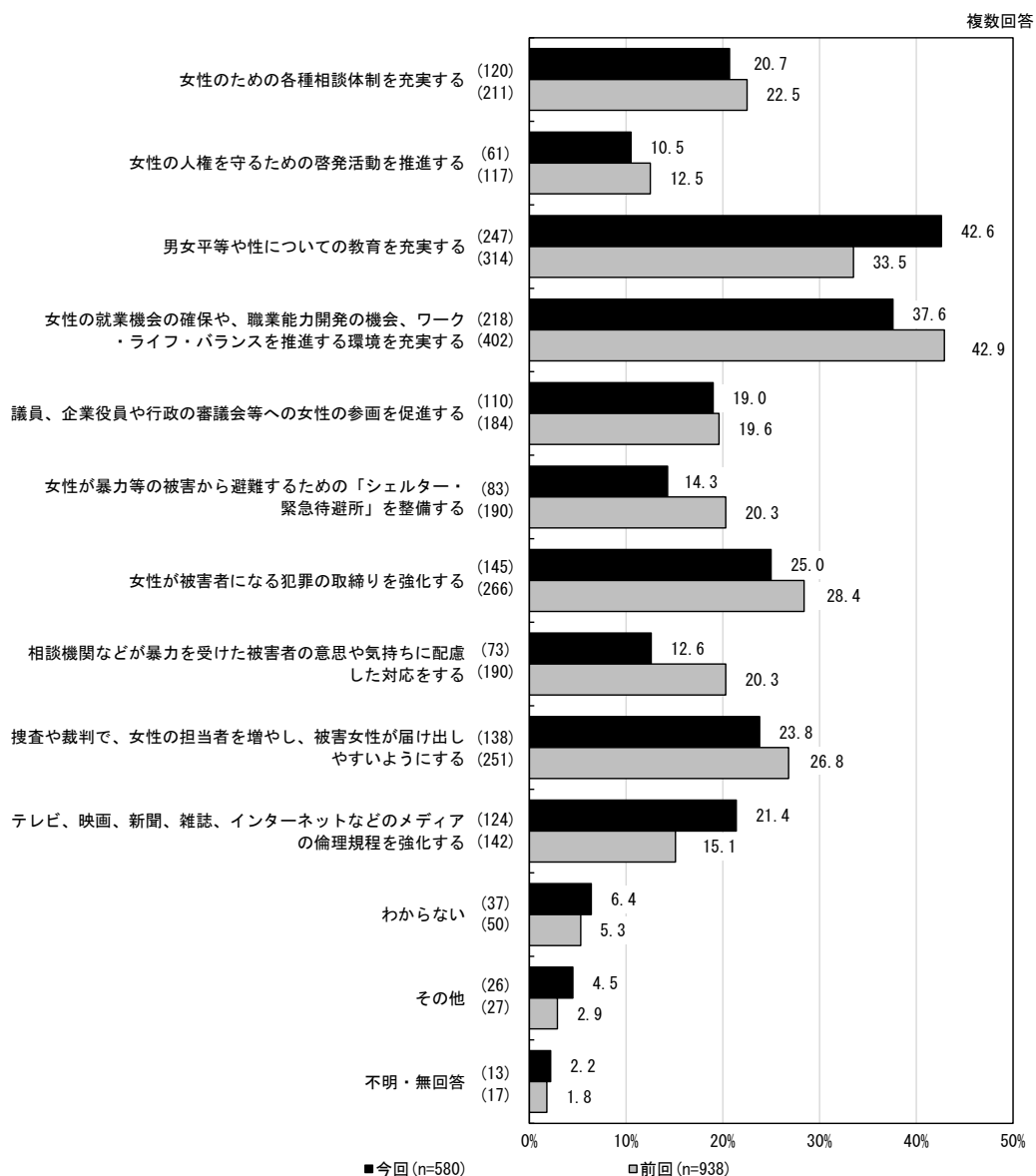
問 女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「男女平等や性についての教育を充実する」が42.6%と最も高く、次いで「女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境を充実する」が37.6%、「女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が25.0%と続いています。

前回調査と比較すると、「男女平等や性についての教育を充実する」が9.1ポイント増加、「テレビ、映画、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアの倫理規定を強化する」が6.3ポイント増加、「相談機関などが暴力を受けた被害者の意思や気持ちに配慮した対応をする」が7.7ポイント減少、「女性が暴力等の被害から避難するための『シェルター・緊急避護所』を整備する」が6.0ポイント減少、「女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境を充実する」が5.3ポイント減少しています。

問 女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

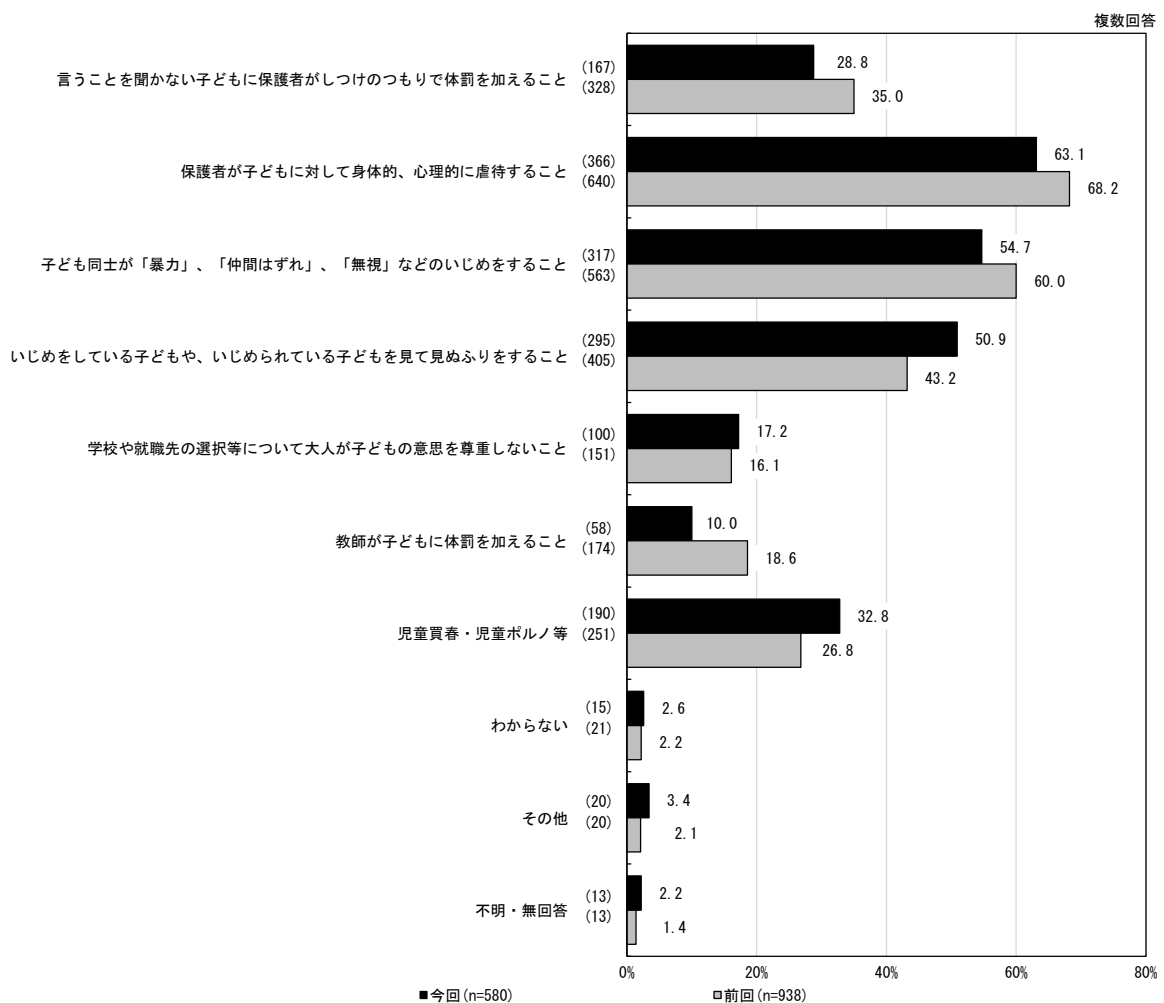


② こどもに関する人権について

人権意識調査によると、「子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「保護者が子どもに対して身体的、心理的に虐待すること」が 63.1%と最も高く、次いで「子ども同士が『暴力』『仲間はずれ』『無視』などのいじめをすること」が 54.7%、「いじめをしている子どもや、いじめられている子どもを見て見ぬふりをする事」が 50.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「いじめをしている子どもや、いじめられている子どもを見て見ぬふりをする事」が 7.7 ポイント増加、「児童買春・児童ポルノ等」が 6.0 ポイント増加、「教師が子どもに体罰を加えること」が 8.6 ポイント減少、「言うことを聞かない子どもに保護者がしつけのつもりで体罰を加えること」が 6.2 ポイント減少、「子ども同士が『暴力』『仲間はずれ』『無視』などのいじめをすること」が 5.3 ポイント減少、「保護者が子どもに対して身体的、心理的に虐待すること」が 5.1 ポイント減少しています。

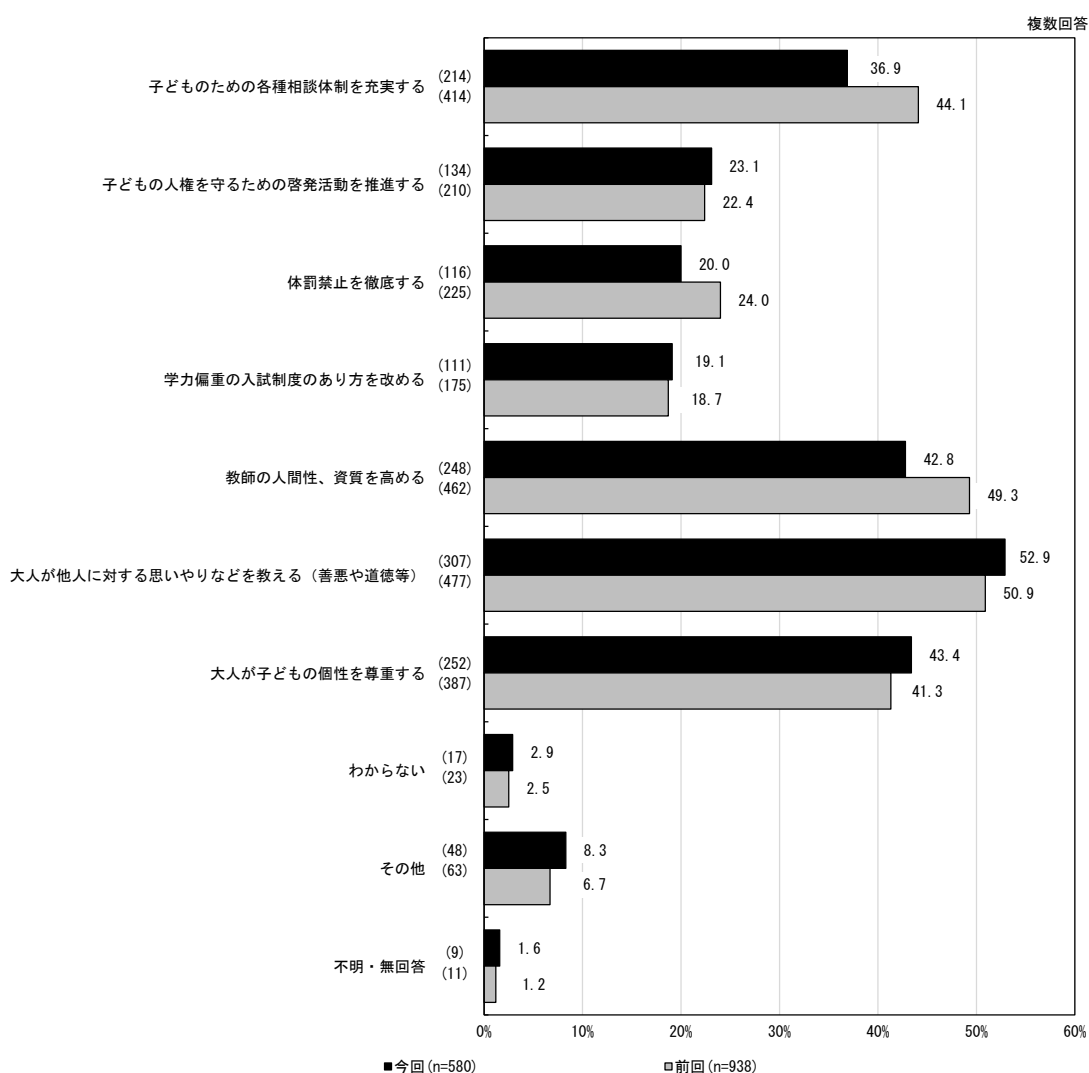
問 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「大人が他人に対する思いやりなどを教える(善悪や道徳等)」が 52.9%と最も高く、次いで「大人が子どもの個性を尊重する」が 43.4%、「教師の人間性、資質を高める」が 42.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「子どものための各種相談体制を充実する」が 7.2 ポイント減少、「教師の人間性、資質を高める」が 6.5 ポイント減少しています。

問 子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

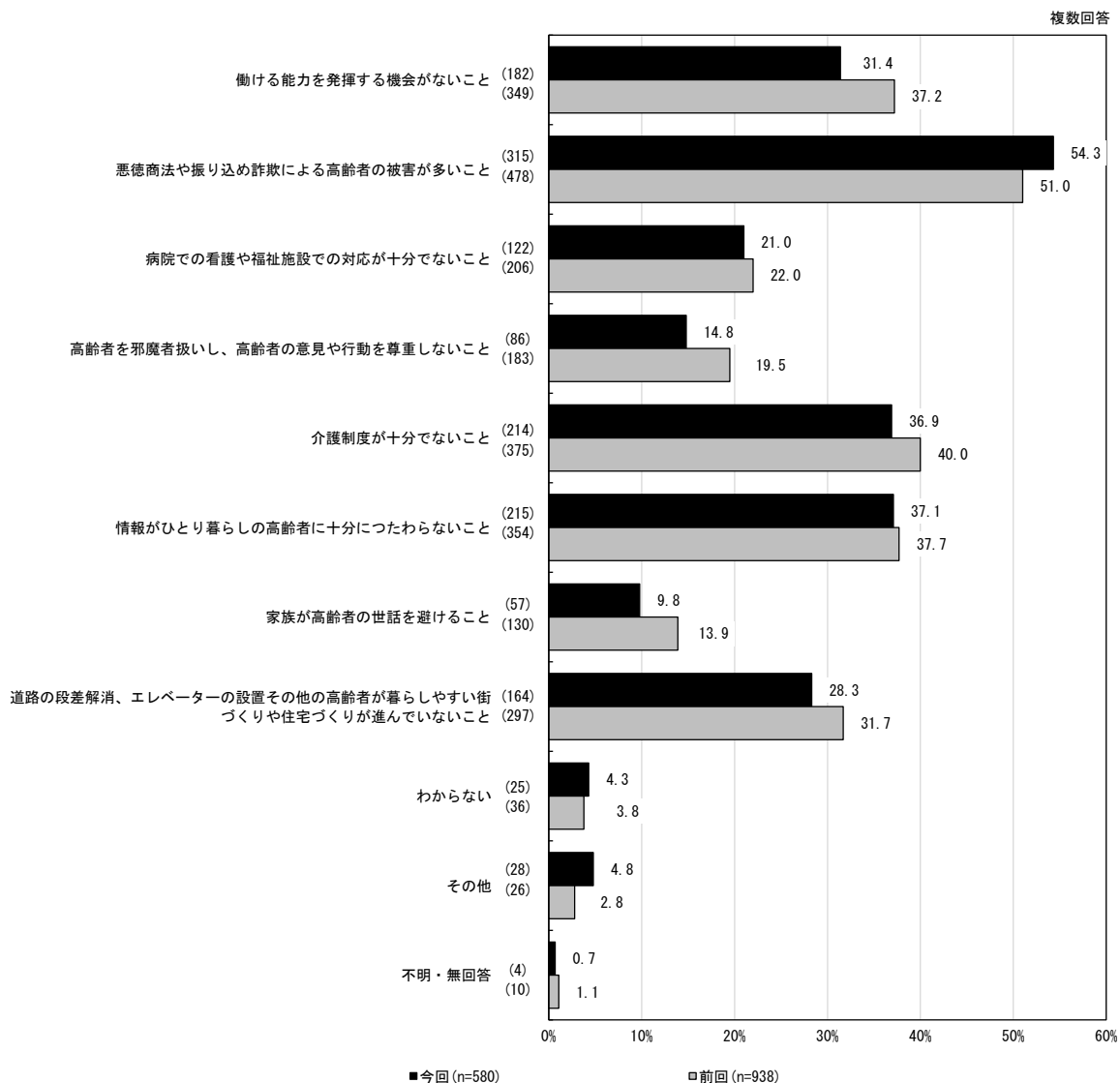


③ 高齢者に関する人権について

人権意識調査によると、「高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多いこと」が54.3%と最も高く、次いで「情報がひとり暮らしの高齢者に十分につたわらないこと」が37.1%、「介護制度が十分でないこと」が36.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「働ける能力を発揮する機会がないこと」が5.8ポイント減少しています。

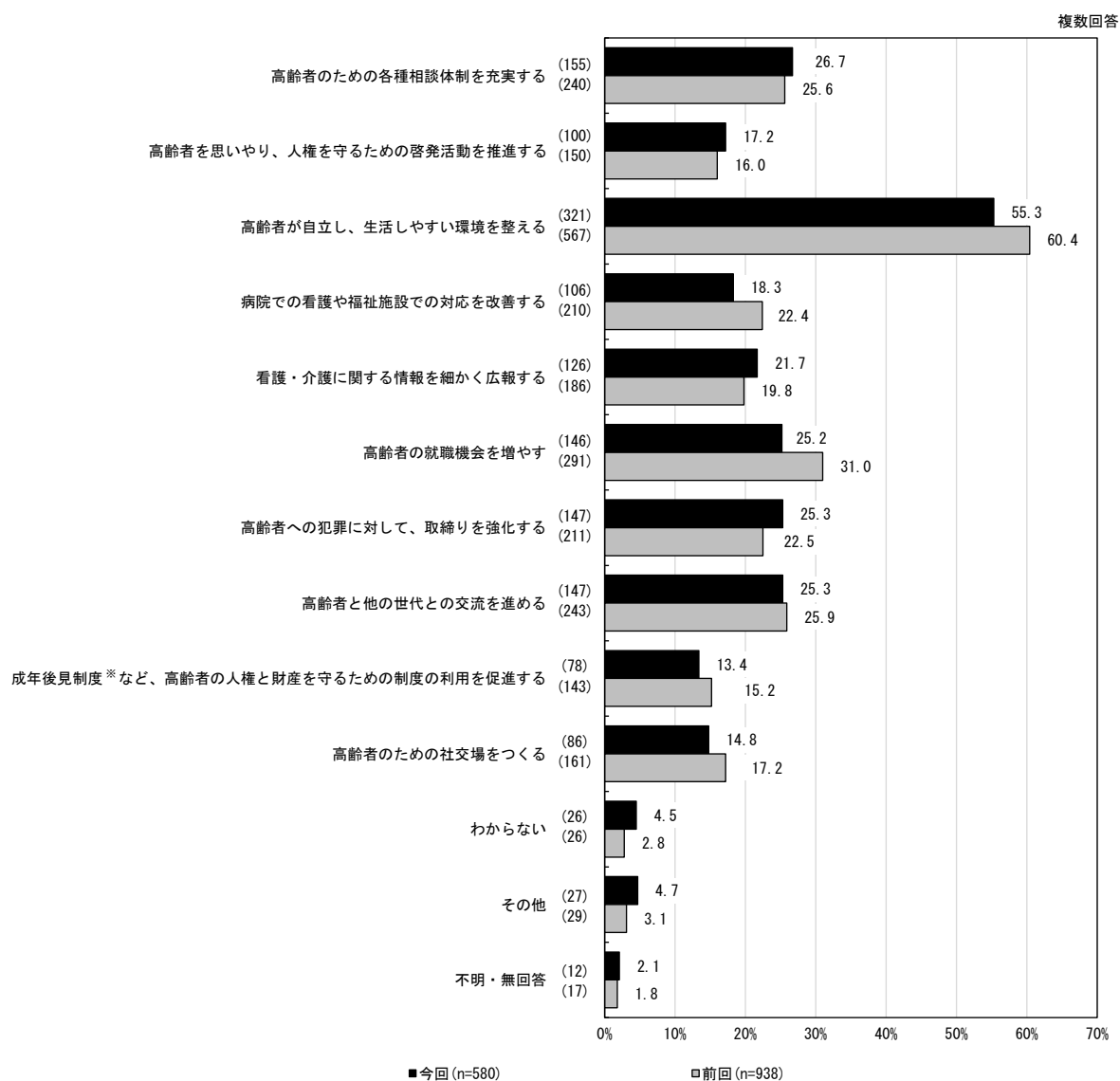
問 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「高齢者が自立し、生活しやすい環境を整える」が55.3%と最も高く、次いで「高齢者のための各種相談体制を充実する」が26.7%、「高齢者への犯罪に対して、取締りを強化する」及び「高齢者和其他の世代との交流を進める」が25.3%と続いています。

前回調査と比較すると、「高齢者の就職機会を増やす」が5.8ポイント減少、「高齢者が自立し、生活しやすい環境を整える」が5.1ポイント減少しています。

問 高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

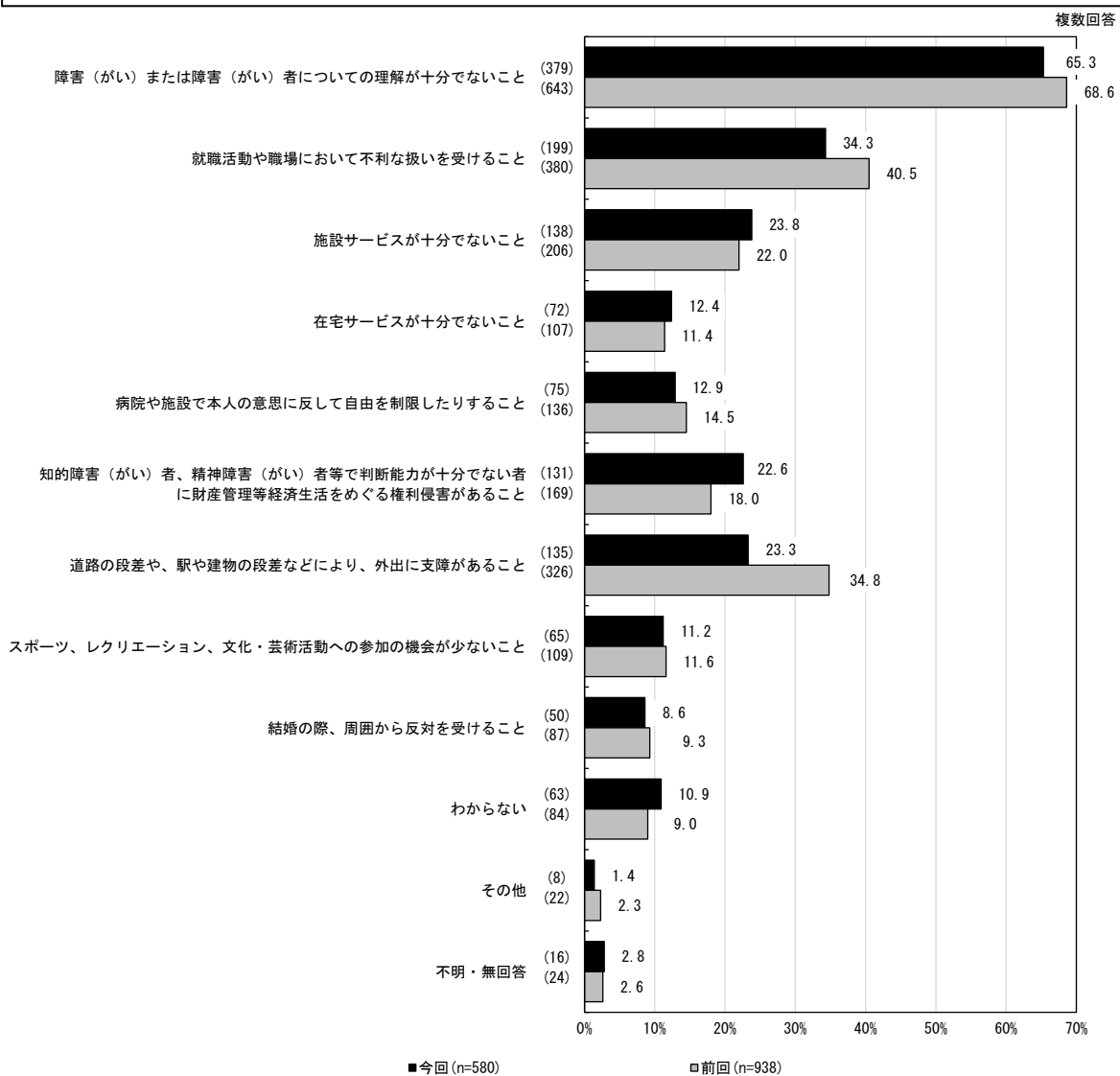


④ 障がいのある人に関する人権について

人権意識調査によると、「障がいのある人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「障害(がい)または障害(がい)者についての理解が十分でないこと」が65.3%と最も高く、次いで「就職活動や現場において不利な扱いを受けること」が34.3%、「施設サービスが十分でないこと」が23.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「道路の段差や、駅の建物の段差などにより、外出に支障があること」が11.5ポイント減少、「就職活動や現場において不利な扱いを受けること」が6.2ポイント減少となっています。

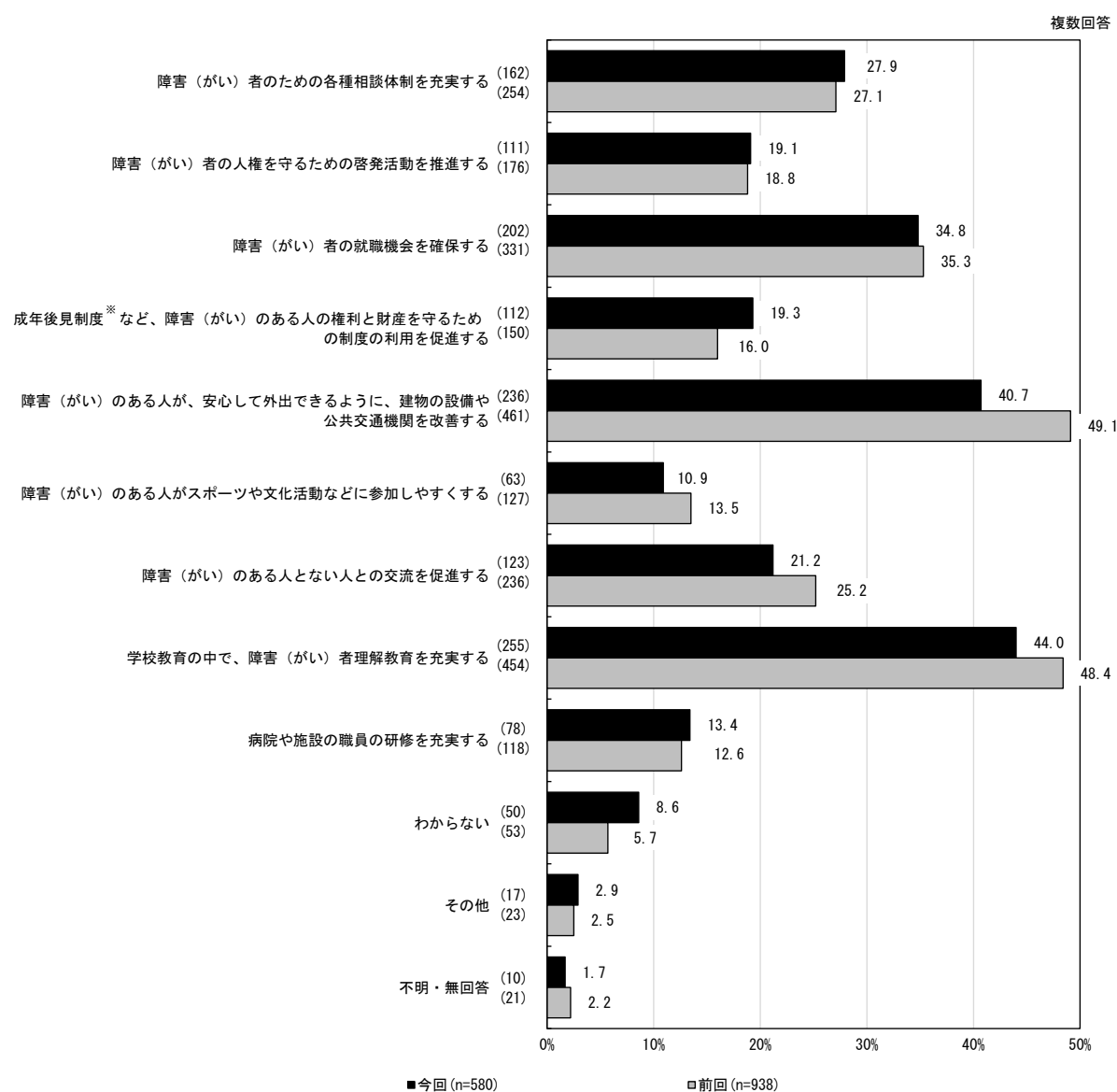
問 障がいのある人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「あなたは、障害(がい)者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「学校教育の中で、障害(がい)者理解教育を充実する」が44.0%と最も高く、次いで「障害(がい)のある人が、安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する」が40.7%、「障害(がい)者の就職機会を確保する」が34.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「障害(がい)のある人が、安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する」が8.4ポイント減少しています。

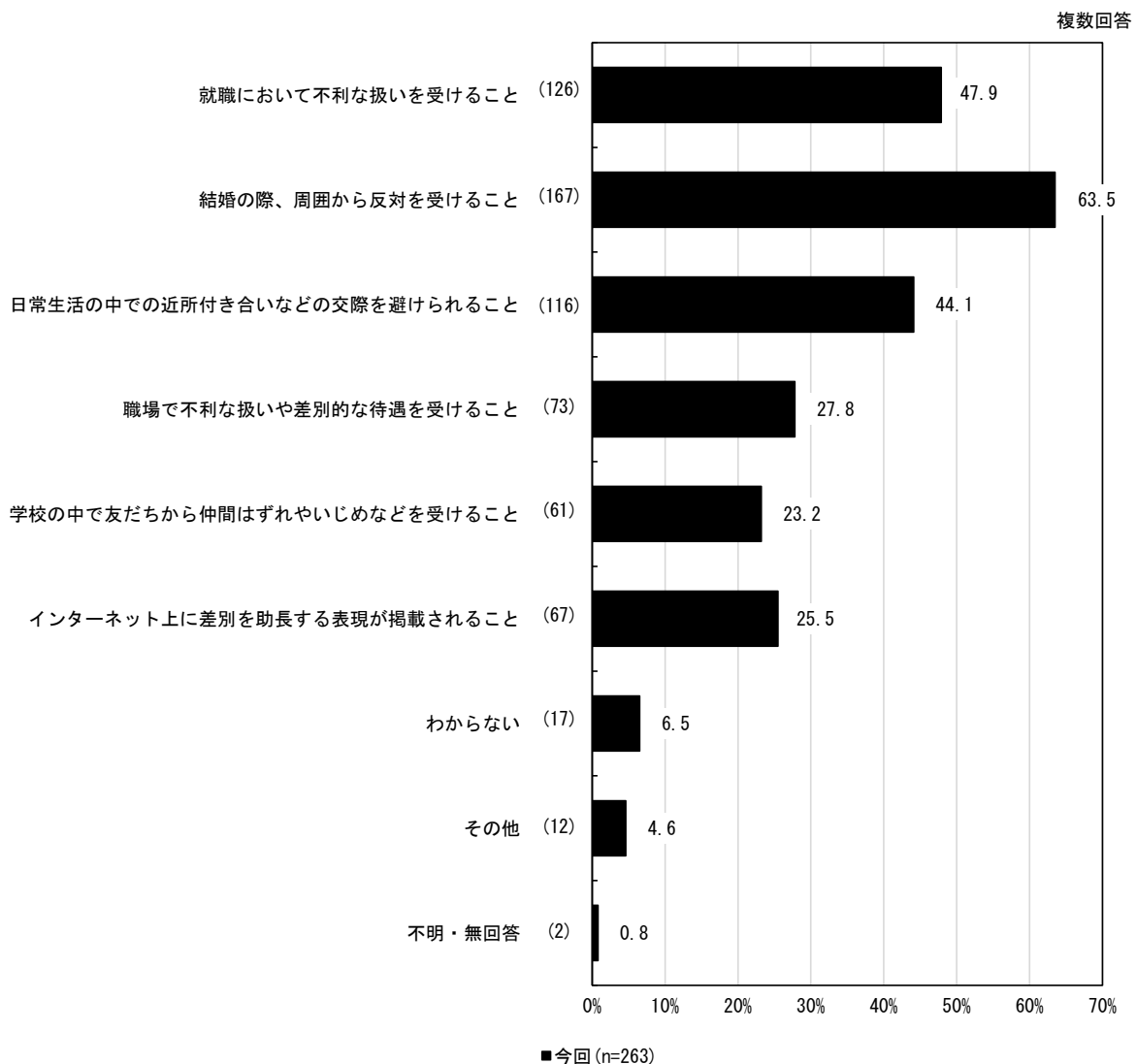
問 あなたは、障害(がい)者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。



⑤同和問題(部落差別)に関する人権について

人権意識調査によると、「同和問題(部落差別)に関する事柄で、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「結婚の際、周囲から反対を受けること」が63.5%と最も高く、次いで「就職において不利な扱いを受けること」が47.9%、「日常生活の中で近所付き合いなどの交際を避けられること」が44.1%と続いています。

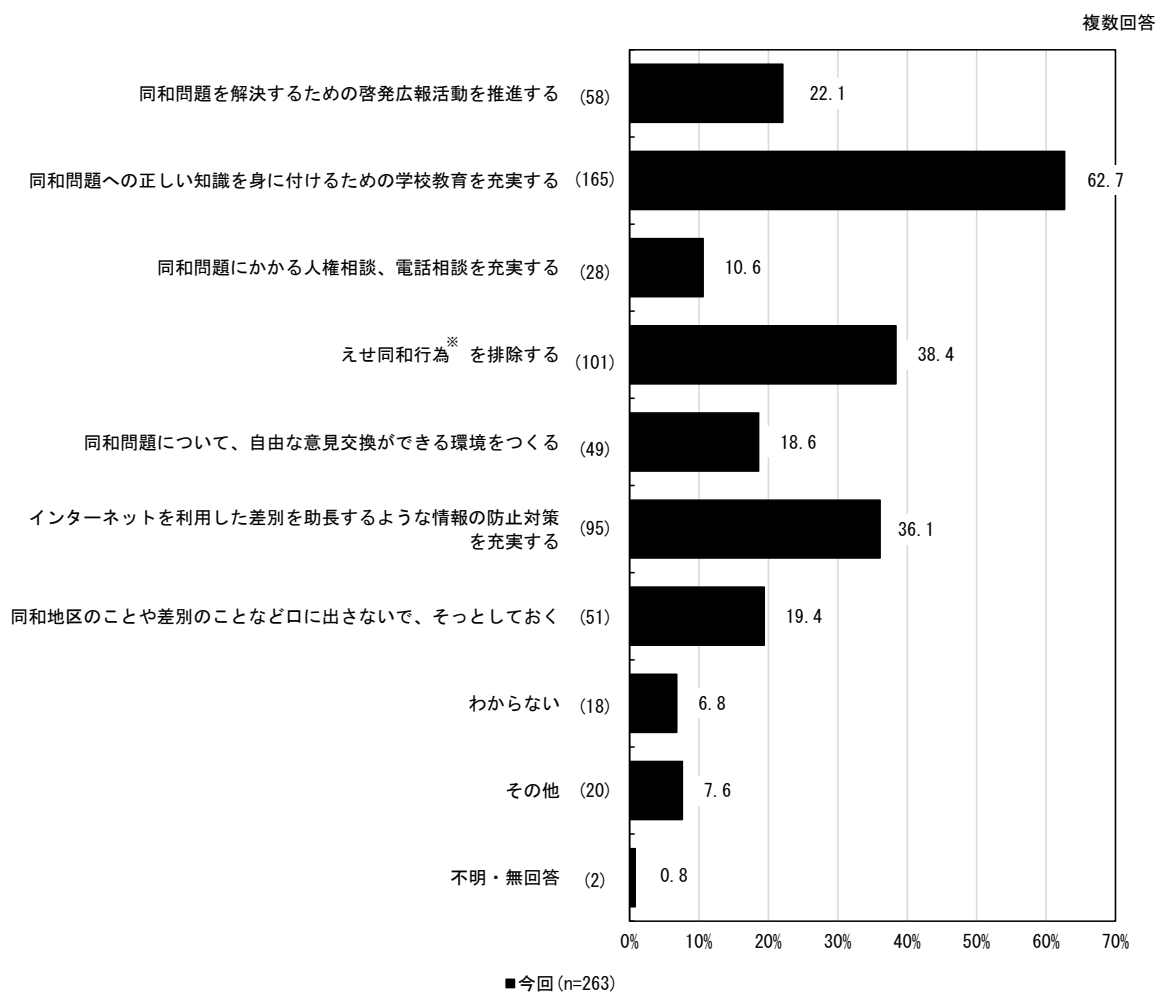
問 同和問題(部落差別)に関する事柄で、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



※前回と調査対象者が異なるため、前回比較は非掲載としている。

人権意識調査によると、「あなたは、同和問題(部落差別)を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する」が 62.7%と最も高く、次いで「えせ同和行為* を排除する」が 38.4%、「インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する」が 36.1%と続いています。

問 あなたは、同和問題(部落差別)を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



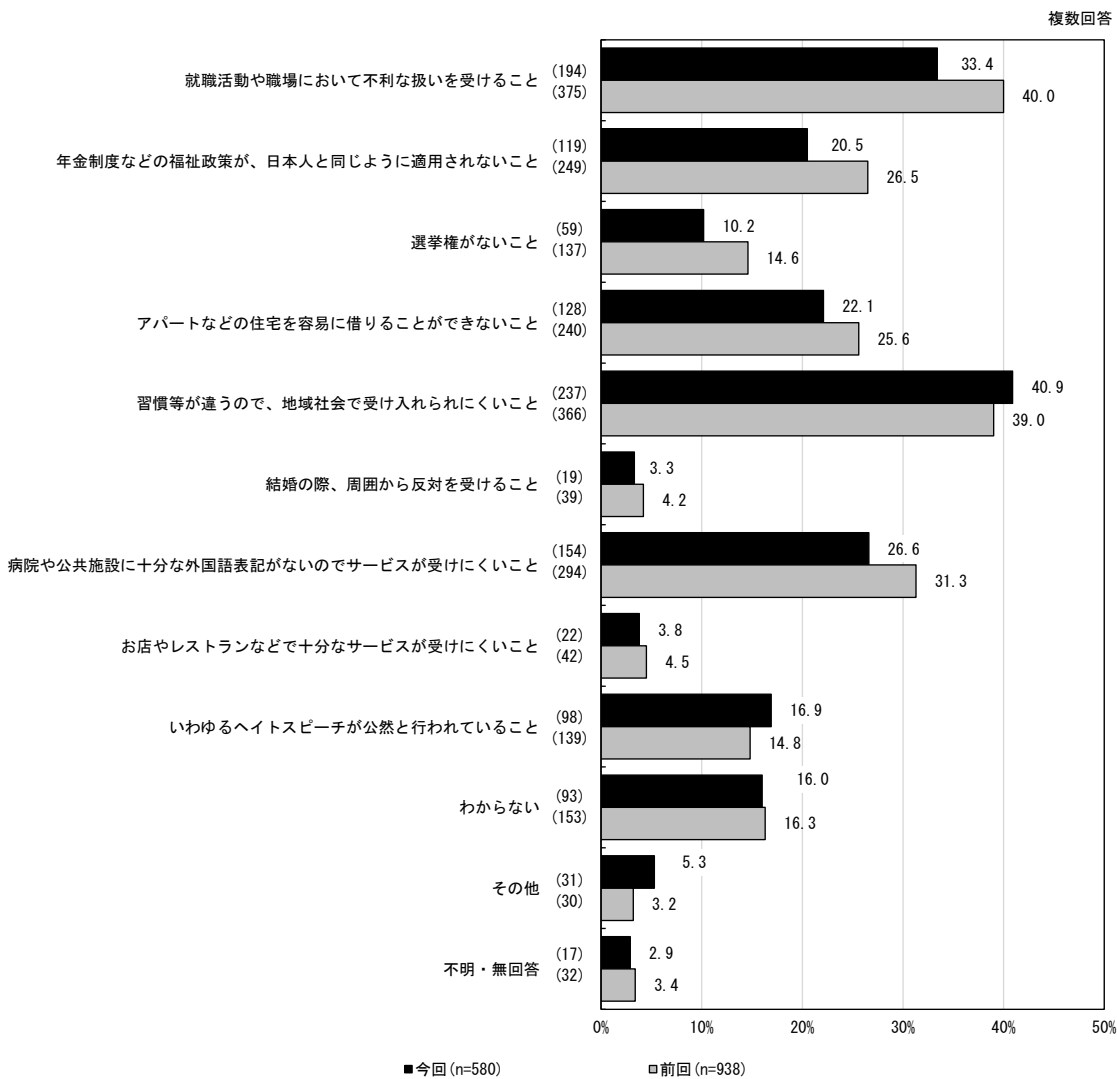
※前回と調査対象者が異なるため、前回比較は非掲載としている。

⑥外国人に関する人権について

人権意識調査によると、「日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「習慣等が違うので、地域社会で受け入れられにくいこと」が40.9%と最も高く、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受けること」が33.4%、「病院や公共施設に十分な外国語表記がないのでサービスが受けにくいこと」が26.6%と続いています。

前回調査と比較すると、「就職活動や職場において不利な扱いを受けること」が6.6ポイント減少、「年金制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されないこと」が6.0ポイント減少となっています。

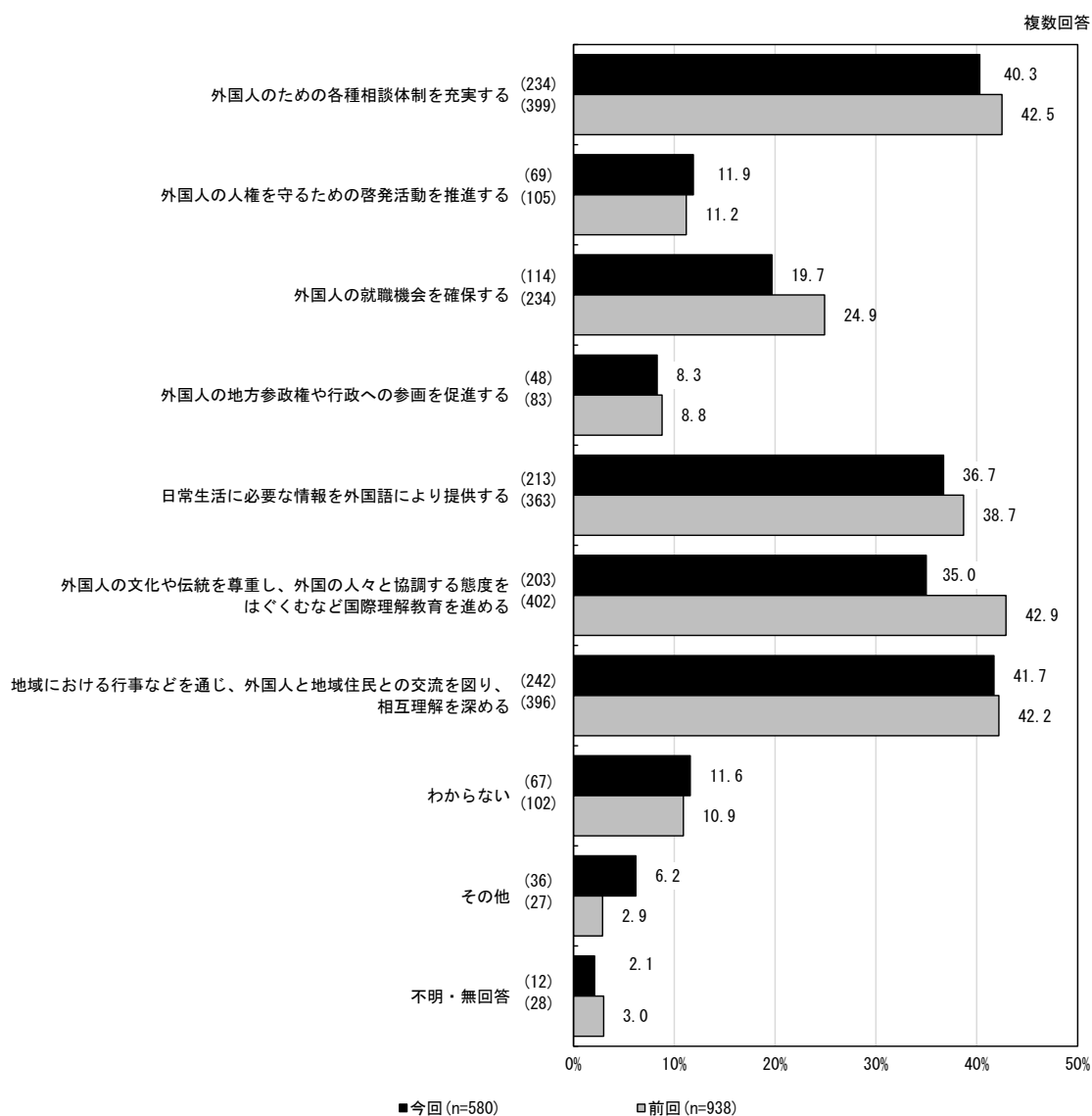
問 日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「地域における行事などを通じ、外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」が41.7%と最も高く、次いで「外国人のための各種相談体制を充実する」が40.3%、「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」が36.7%と続いています。

前回調査と比較すると、「外国人の文化や伝統を尊重し、外国の人々と協調する態度をはぐくむなど国際理解教育を進める」が7.9ポイント減少、「外国人の就職機会を確保する」が5.2ポイント減少しています。

問 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

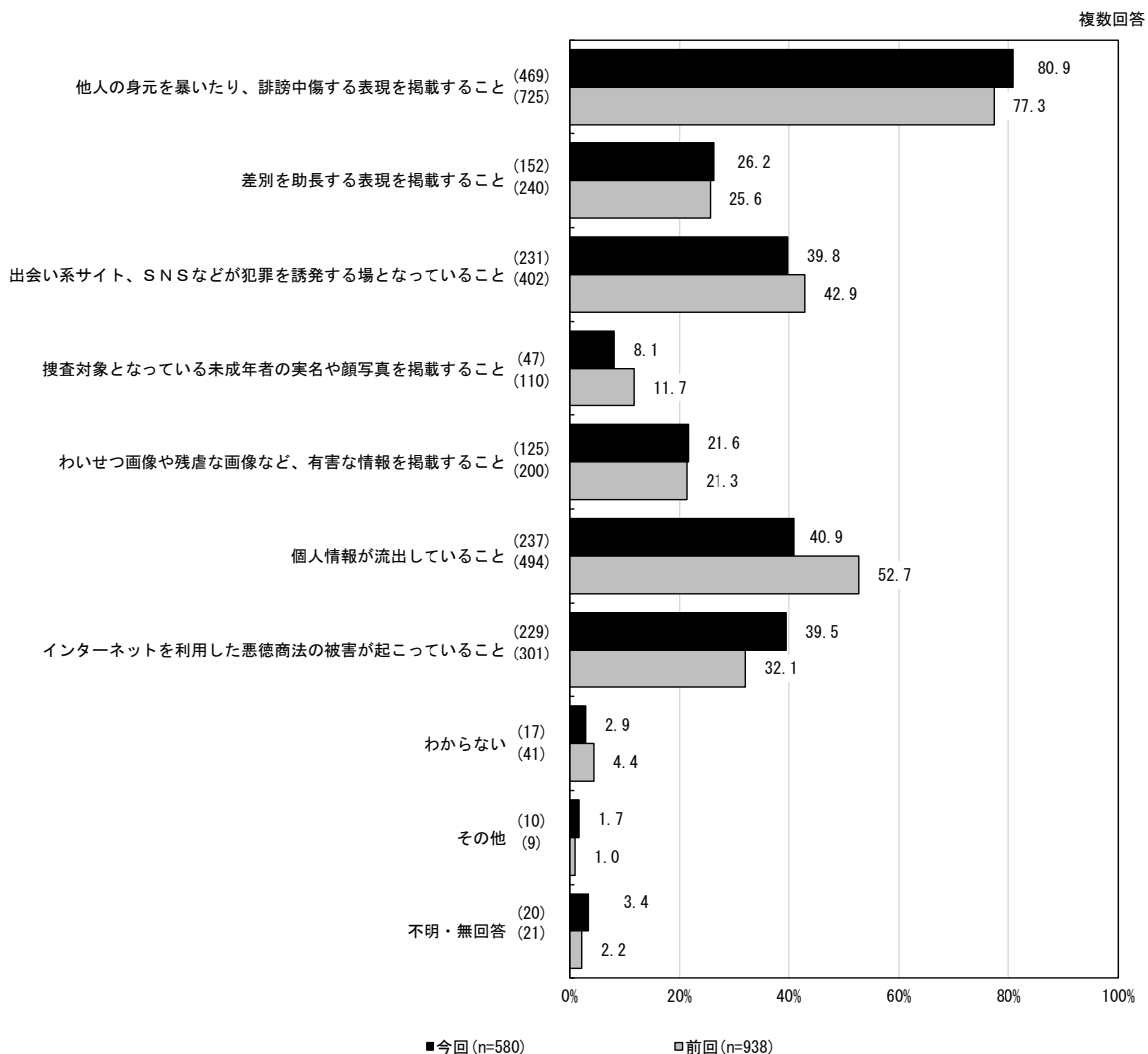


⑦インターネットに関する人権について

人権意識調査によると、「インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること」が 80.9%と最も高く、次いで「個人情報が流出していること」が 40.9%、「出会い系サイト、SNS などが犯罪を誘発する場となっていること」が 39.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「インターネットを利用した悪徳商法の被害が起こっていること」が 7.4 ポイント増加、「個人情報が流出していること」が 11.8 ポイント減少しています。

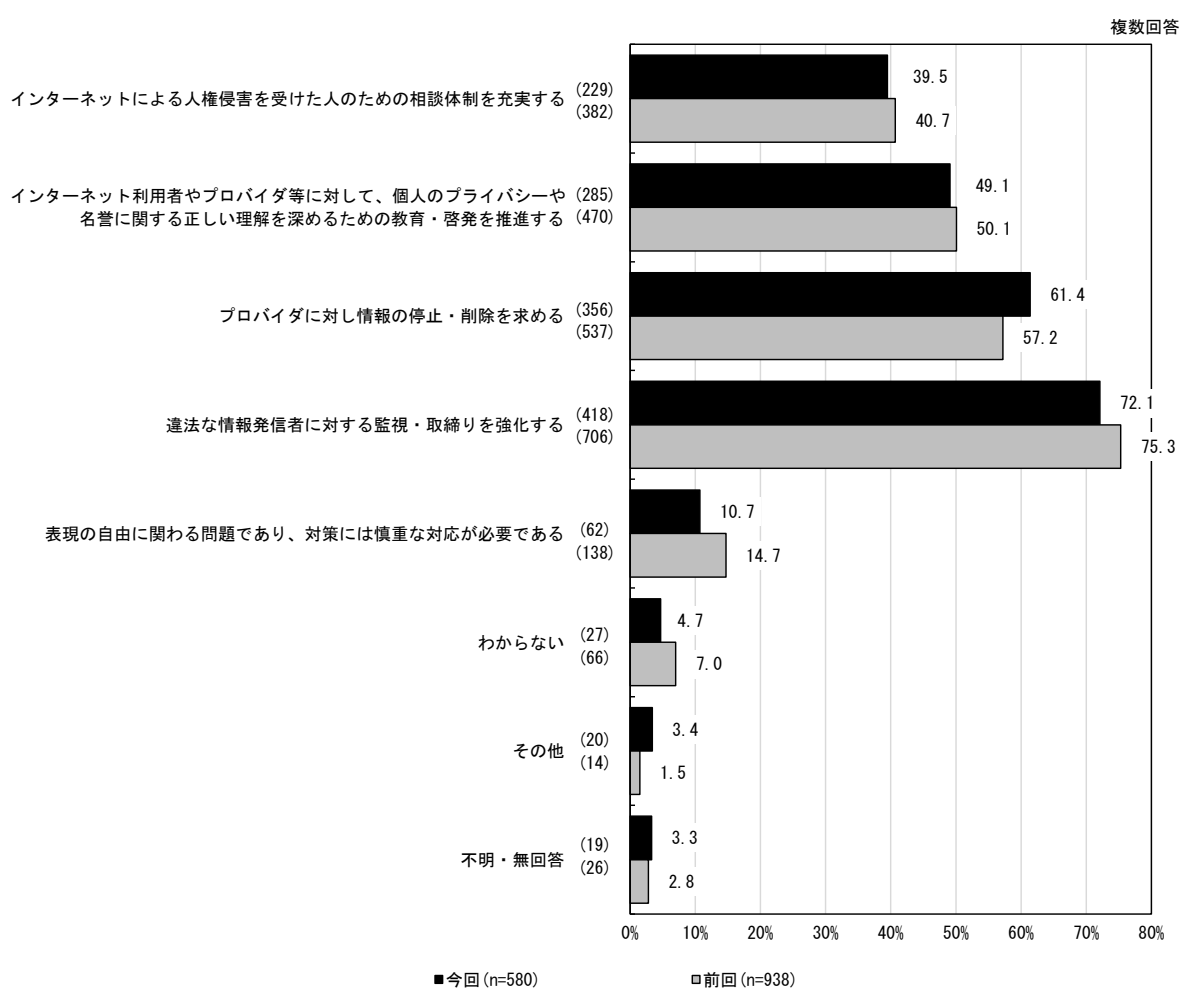
問 インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



人権意識調査によると、「インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が72.1%と最も高く、次いで「プロバイダに対し情報の停止・削除を求める」が61.4%、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」が49.1%と続いています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

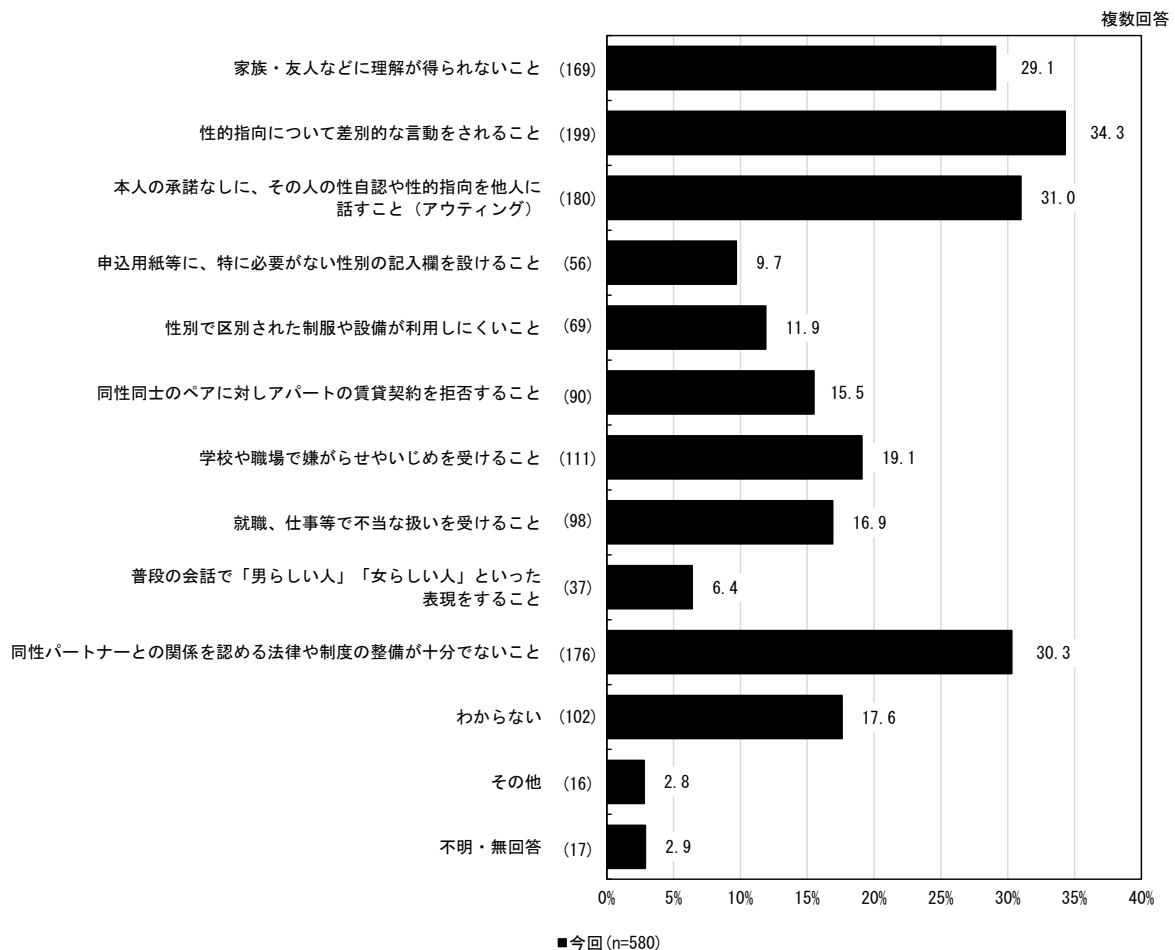
問 インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。



⑧性的マイノリティの人権について

人権意識調査によると、「性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人権に関する事柄について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「性的指向について差別的な言動をされること」が34.3%と最も高く、次いで「本人の承諾なしに、その人の性自認や性的指向を他人に話すこと(アウティング)」が31.0%、「同性パートナーとの関係を認める法律や制度の整備が十分でないこと」が30.3%と続いています。

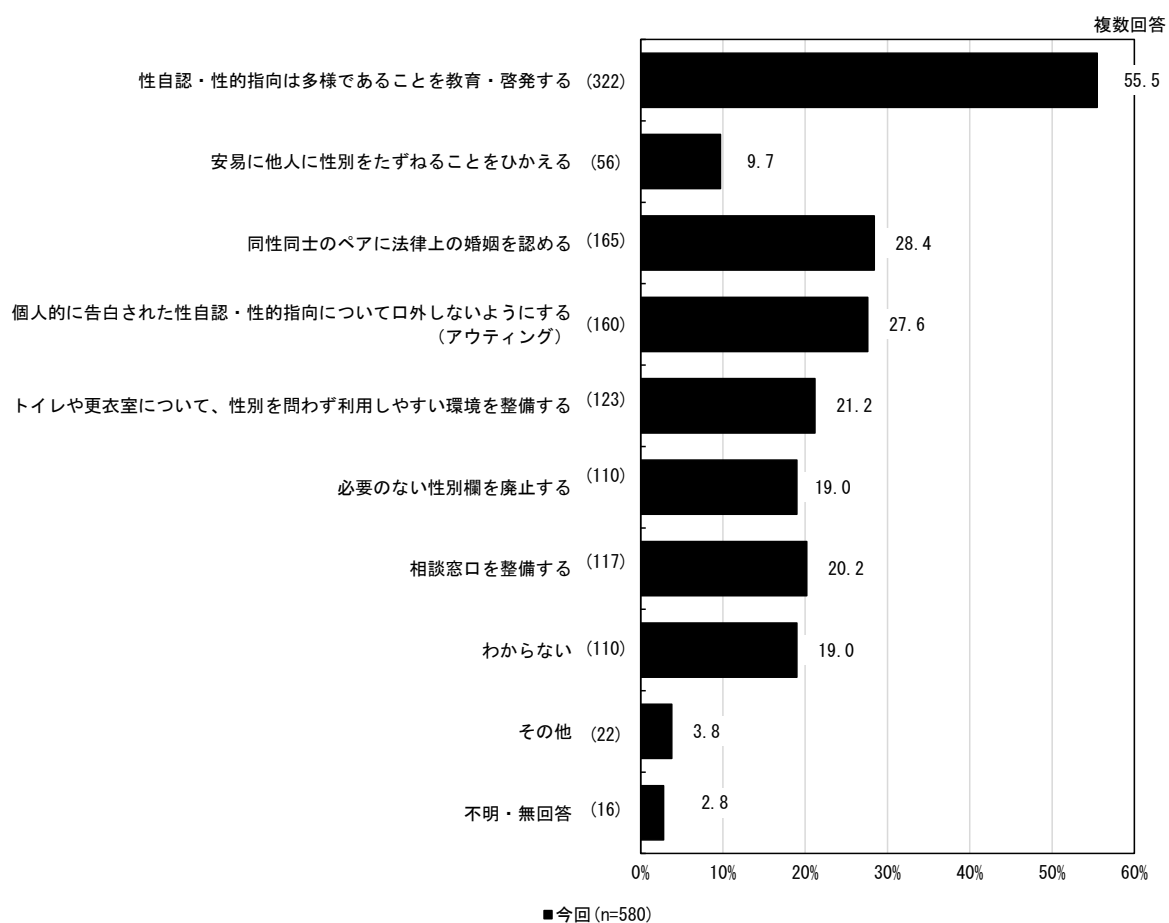
問 性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人権に関する事柄について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



※今回、新たに設定された設問のため、前回調査結果との比較はありません。

人権意識調査によると、「あなたは、性的マイノリティ(LGBTQ等)の人権を守るためにはどのようなことが必要とされますか。次の中から3つまでお選びください。」の問に対して、「性自認・性的指向は多様であることを教育・啓発する」が55.5%と最も高く、次いで「同性同士のペアに法律上の婚姻を認める」が28.4%、「個人的に告白された性自認・性的指向について口外しないようにする(アウティング)」が27.6%と続いています。

問 あなたは、性的マイノリティ(LGBTQ等)の人権を守るためにはどのようなことが必要と
 思いますか。



※今回、新たに設定された設問のため、前回調査結果との比較はありません。






4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、令和 12 年(2030 年)までにすべての国が達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」を掲げています。

SDGs は、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットから構成されており、これらのゴールとターゲットは、人権、経済・社会、地球環境、様々な分野にまたがった課題が分類されています。

本市では、令和6年(2024 年)5月 23 日に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に認定され、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」と、草加市の「だれもが幸せなまち」を連動させ、SDGs という共通言語の下、市民や教育機関、事業所、団体の方々と力を合わせて持続可能なまちづくりを進めています。

SDGs には、人権の尊重に関わりが深い目標として、「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標を達成しよう」の5つがあり、人権施策の推進は、本市における SDGs の達成に寄与する取組でもあります。

	目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
	目標10 (不平等)	国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

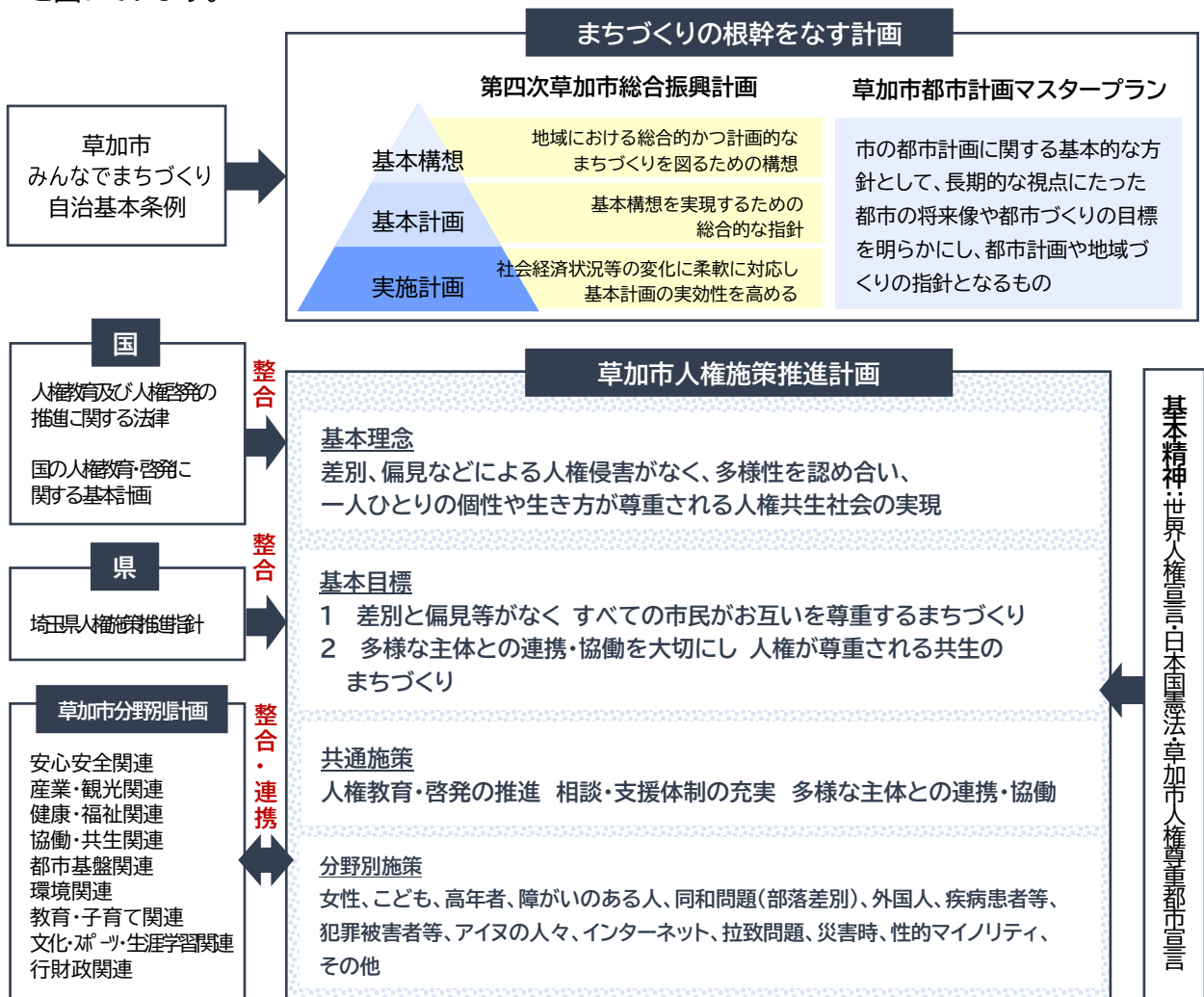
出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、第四次総合振興計画の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。また、第四次草加市総合振興計画において、「人権の尊重」を施策として位置付けていることから、本計画もすべての行政分野にまたがる基盤としての性格を有しており、本市全体の人権施策を推進する方向性を示すものとなっています。

策定に当たっては、憲法及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめとする人権にかかわる法制度や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、埼玉県「埼玉県人権施策推進指針」等との整合性を図るとともに、本市における男女共同参画、こども、高齢者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。



2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までの6年間とします。

3 基本理念

差別、偏見などによる人権侵害がなく、多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。また、個々の人権の行使には、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、お互いの人権を尊重し合うことが重要です。

本市では、すべての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指すため、令和2年6月18日に草加市人権尊重都市宣言を制定しました。この宣言を踏まえ、「差別、偏見などによる人権侵害がなく、多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を基本理念とします。

草加市人権尊重都市宣言

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

2 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

令和2年6月18日制定

4 基本目標

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す基本的な方向性となる、あるべきまちづくりの目標は、次のとおりとします。

基本目標1 差別や偏見などがなく、すべての市民がお互いを尊重するまちづくり

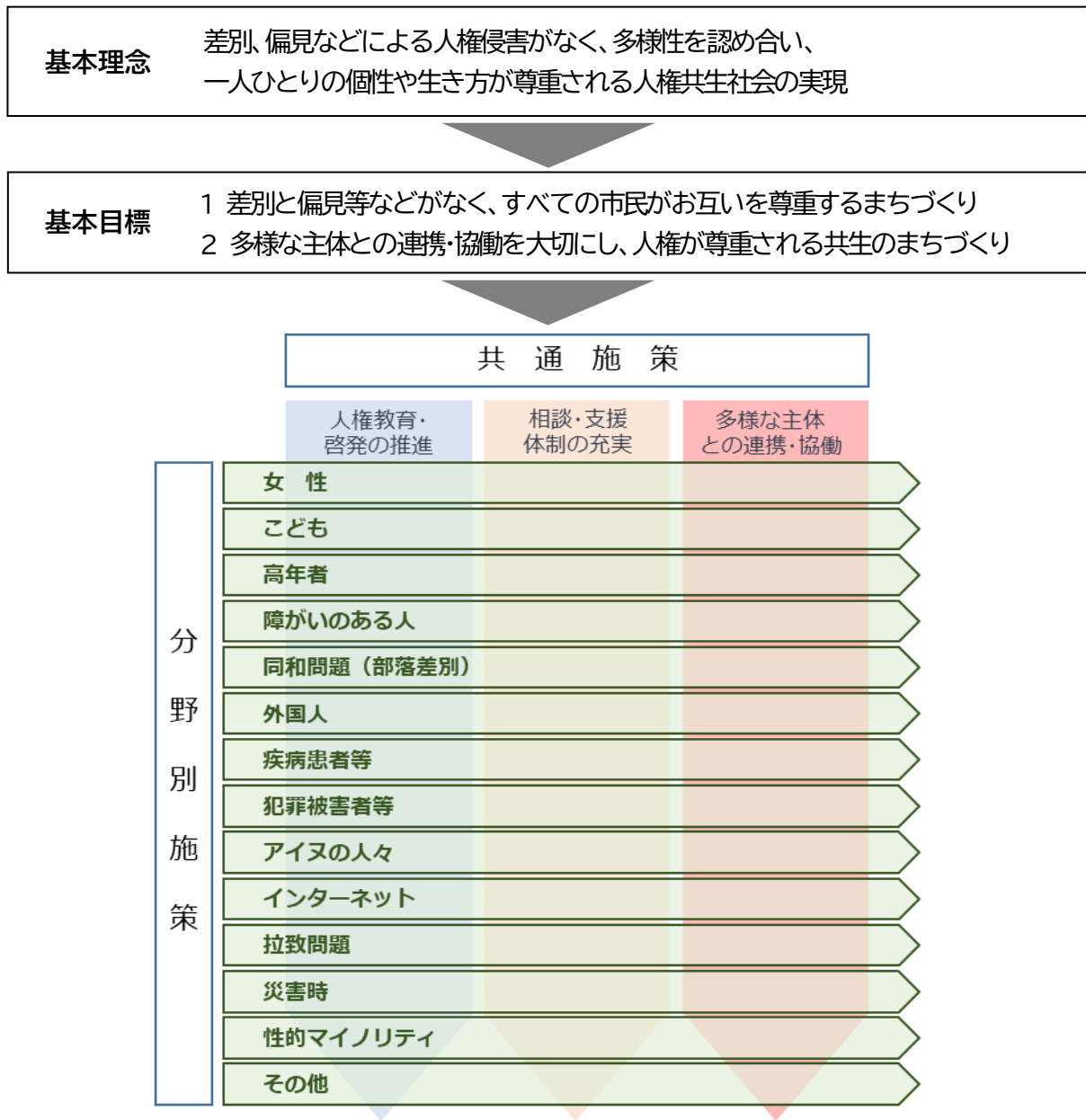
すべての市民が生きがいを持ち、自分らしく生き生きと安心して自立した生活を送り、多様性を認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会が形成される、差別や偏見などのないまちづくりを目指します。

基本目標2 多様な主体との連携・協働を大切にし、人権が尊重される共生のまちづくり

人権問題が更に複雑・多様化する傾向にある中で、人権教育・啓発活動を効果的かつ総合的に推進していくためには、社会全体の取組が必要です。

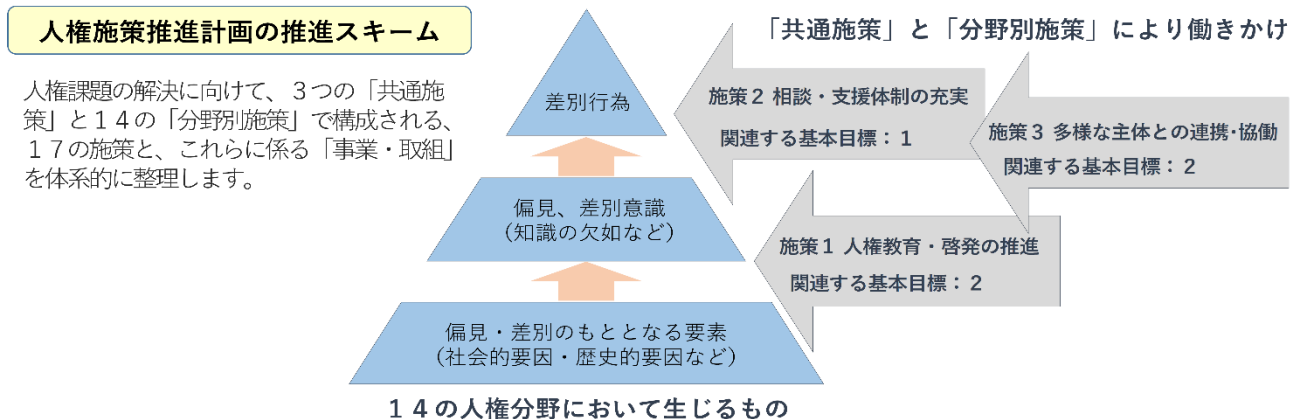
行政や関係機関等が緊密な連携を図るとともに、市民や企業、NPO*などの自主的、主体的な活動が各方面で芽生えるよう、あらゆる機会を通じて情報の提供など必要な支援を行い、すべての人が協働して人権が尊重される共生のまちづくりを目指します。

5 計画体系図



* 共通施策: 様々な人権課題に共通する施策として設定

* 分野別施策: 国や埼玉県が人権に関する課題として掲げている項目を踏まえ設定



第3章 人権課題への取組

1 共通施策

基本理念の実現に向け、様々な人権課題に共通する施策として、市民一人ひとりが人権課題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、人権課題の本質を正しく理解することにより、差別や偏見をなくすことができるよう、①人権教育・啓発の推進、②相談・支援体制の充実、③多様な主体との連携・協働を施策の基本的な柱として推進します。

施策1 人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

(人権教育)

人権教育*とは、人権教育・啓発推進法第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利条約などの精神に則り、基本的人権の精神が正しく身につくよう、市民・職員の人権への理解と意識・感性の向上を目指し、地域の実情を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて推進されるものです。

近年、人権をめぐる状況が大きく変化し、新しい人権課題も生じています。人権教育は市民一人ひとりの生涯の中で、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものであり、「第四次草加市教育振興基本計画」に基づき、学習できる機会を提供し、人権課題に関する教育活動を進める必要があります。

また、市職員にあっても、人権尊重のまちづくりを進めるには、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが求められます。そのためには、効果的な人権研修を計画的に実施することが必要です。

学校教育においても、子どもたちが社会生活を営む上で必要な人権感覚を身に付けることができるよう、家庭、地域等が連携・協働し、人権教育を進めることも重要です。全ての教育活動に人権尊重の視点を取り入れ、児童・生徒の心を育てる教育を進めるとともに、人権教育を行う教職員等の資質を向上させる必要があります。

(人権啓発)

人権啓発*とは、人権教育・啓発推進法第2条により、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等とされています。

本市では、基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会、人権擁護委員*による人権教室、人権啓発パネル展の実施、啓発冊子の配布等、様々な方法で人権啓発活動を進めてきました。

より一層人権問題への理解と認識を深め、市民がともに学び互いに理解するための交流ができるように家庭、地域、学校、職場等での啓発活動に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

行政や学校、家庭、地域の様々な団体、企業等において、人権を尊重する意識や様々な人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要に応じた情報提供等を行うことで、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。

【関係する主な法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- ・埼玉県人権施策推進指針

【主な取組】

1 あらゆる場を通じた人権教育

学校教育における人権教育	・人権感覚育成プログラムの整備充実 ・教職員に対する人権教育の推進
社会教育における人権教育	・人権意識の普及・高揚 ・指導者の育成と活用 ・人権教育のための条件の整備
家庭における人権教育	・家庭教育の推進
企業における人権教育	・企業内における人権教育の推進
行政における人権教育	・人権教育・啓発のリーダー意識の推進
福祉・医療関係者に対する人権教育	・福祉関係者に対する人権教育 ・医療関係者に対する人権教育

2 効果的な啓発活動の実施

効果的手法の採用・開発	・効果的な人権啓発の手法の開発・採用
視聴覚教材の整備	・人権啓発における視聴覚教材の整備
人権情報の提供	・人権に係る情報提供の推進

施策2 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

人権侵害に関わる問題が生じた場合には、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられるような社会の仕組みが重要です。

国においては、人権擁護のための取組として、各地方方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動等、人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

本市においても、人権相談、法律相談、生活保護相談をはじめ、草加市配偶者暴力相談支援センター等、様々な人権にかかわる相談窓口を設置しています。また、生活困窮者自立支援相談、犯罪被害者等支援といった自立に向けた支援体制を整備しています。

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、相談者の意思を尊重しながら関係団体・関係機関との情報共有を図るなど、相談窓口の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談と適切な救済、自立のための支援を図る必要があります。加えて、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知することが必要です。

【施策の方向性】

市民一人ひとりの人権が尊重され、必要な支援が受けられるよう、相談体制の充実と相談窓口の連携を強化するとともに、広報紙・ホームページ等を通じて、各種相談窓口等の必要な情報を相談者に提供します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- ・埼玉県人権施策推進指針

【主な取組】

各種相談	・自立に向けた各種相談の充実・推進
支援	・自立に向けた支援の推進・充実
人権救済	・人権救済の推進

施策3 多様な主体との連携・協働

【現状と課題】

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権擁護に関する複数の機関が連携できる体制を構築することです。

本市においては、国や県、埼玉県警察や近隣自治体などの関係機関や人権に関わる団体などと連携・協力し、支援体制の充実を図ってきました。

人権尊重のまちづくりを推進するためには、より多くの市民と事業者等が人権施策へ参画し、主体的な取組を広げていくことが必要です。

また、広域的な人権問題に取り組むためには、NPO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携・協働を充実させていくことが必要です。

さらに、様々な人権侵害について、被害の救済を図るための必要な支援を行うには、専門的知見を有する弁護士会等の関係団体や、権限を有する国、県等の関係機関との連携・協働を強化していくことが必要です。

【施策の方向性】

多様な主体との連携・協働を大切に、人権が尊重される共生のまちづくりを進めるため、行政や関係機関等が緊密な連携を図るとともに、市民や企業、NPO等の自主的、主体的な活動が各方面で芽生えるよう、あらゆる機会を通じて情報の提供など必要な支援を行います。

【関係する主な法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- ・埼玉県人権施策推進指針

【主な取組】

国・県との連携	・広域的な事業などへの協力
近隣市町との連携	・協力・支援体制の充実
住民参加による共に生きる社会づくりの連携・交流・促進	・市民活動団体・企業・NPO・NGO* 等との協働

2 分野別施策

「分野別施策」は、国の人権教育・啓発に関する基本計画及び埼玉県人権施策推進指針に基づき、国や埼玉県が掲げている課題に応じて、関係する法令等を踏まえて、その現状と本市が目指す施策の方向性を示すとともに主な取組について記載しています。

複雑かつ多様な人権課題に対するため、人権尊重を基本とした市政の運営が各分野の事業においても必要となっています。人権問題を考える上では、共通施策だけでなく、各分野別施策についても、共通する問題を横断的にとらえていくことが大切です。

施策1 男女共同参画社会の形成に向けた女性の人権尊重の取組の推進

【現状と課題】

女性の人権問題は、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」が批准され、昭和47年(1972年)「男女雇用機会均等法」、平成11年(1999年)「男女共同参画社会基本法」、平成13年(2001年)「DV*防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」、平成28年(2016年)「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が施行されるなど、女性の地位向上のために法制度やそれらの法令に基づく様々な施策が実施されてきました。

また、令和6年4月には、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化しており、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

さらに、現在あらゆる取組において、常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく「ジェンダー主流化」が進んでいます。

本市では、平成12年(2000年)には、草加市文化会館に男女共同参画の拠点施設として、「草加市男女共同参画さわやかサロン」を開設し、男女共同参画アドバイザーを配置し、男女共同参画社会づくりに関する最新情報の効率的な発信、女性の生き方なんでも相談を実施し、女性活動団体等の活動支援を行ってきました。平成16年(2004年)には、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を制定し、市民、事業者、市民団体、市の協働による男女共同参画の推進に対する体制を整備するとともに、平成18年(2006年)には条例に基づく「草加市男女共同参画プラン」を策定し、以降、5年ごとの見直しを行う中で様々な施策を展開してきました。

特に、平成23年(2011年)には、女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、基礎自治体としては全国的にも先進的な取組として、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者に対する相談・支援に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、未だに家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識などの課題は社会に根強く残っており、特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。

今後も、条例やプランに基づき、すべての人が性別にかかわらず家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に取組を推進することが求められています。

【施策の方向性】

性別にかかわらず、すべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・男女共同参画社会基本法
- ・男女雇用機会均等法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・男女共同参画基本計画
- ・埼玉県男女共同参画推進条例
- ・埼玉県男女共同参画基本計画
- ・草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例
- ・草加市男女共同参画プラン

【主な取組】

男女共同参画の推進	・くらしを支えあう男女共同参画社会づくりを推進する。
男女共同参画社会を実現するための意識啓発・支援	・男女平等意識の啓発を進め、男女共同参画社会の実現を進める。
女性の創業支援	・女性の創業や社会進出を促す。

施策2 こどもの人権尊重と権利保護の取組の推進

【現状と課題】

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、すでに日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」等においてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも「児童の権利に関する条約*」等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されています。

しかし、こどもの人権問題として、学校においては、児童生徒の暴力行為や、いじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在しています。また、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスの利用が児童に普及する中で、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じています。いじめ対策については、「いじめ防止対策推進法」の成立等を受けて取組が進められていますが、依然として大きな社会問題となっています。このように、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、こどもの権利の擁護が喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国では、令和5年(2023年)4月に、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行し、また、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めた大綱や、それに基づき具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」を策定し、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

(児童虐待)

本市における児童虐待に対する取組については、虐待防止に向けた普及啓発活動を始め、子育て支援センターの設置や草加市要保護児童対策地域協議会実務者・代表者会議等を開催することで、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携等、支援体制の充実に努めてきました。また、児童虐待防止対策とDV防止対策とを一体として進めるため、オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン等も開催しています。

(いじめ)

いじめ対策については、平成26年(2014年)に草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定し、平成30年(2018年)には市と教育委員会で策定した「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに各校で「学校いじめ防止基本方針」を制定するなど、すべてのこどもの健全育成及びいじめのない社会の実現に向け、行政だけでなく、家庭や学校、地域と連携した取組の強化を図っています。

(こどもの貧困)

こどもの貧困への対応については、令和5年度(2023年度)に「子どもの実態把握調査」を実施し、その調査結果から、こどもへの関わり、こどもの体験が少ない、家庭の経済的な困窮、現在困難を抱えていない世帯の今後の経済的不安等、様々な課題が明らかになりました。令和7年(2025年)3月には、草加市「こども」プランを策定し、「こどもの想いが実現できるまち そうか だれもが幸せに暮らせるまちへ」を理念に「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、同プランでは、全てのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいくことができるよう、草加市「こども」の貧困対策推進計画として位置付けています。

(こどもをめぐる諸課題)

この他にもこどもや若者の居場所づくり、体罰をめぐる問題、こどもの自死をめぐる問題、ヤングケアラー*や医療的ケア児への支援等、こどもの最善の利益を実現するために社会や大人が何をすればいいのか、すべてのこどもが大切にされる社会をどのように作っていくのかなど、多くの課題があります。

今後は、草加市「こども」プランに基づき、「こどもまんなかそうか」の視点を中心としながら、家庭・学校・地域社会が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮しながら、こどもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組を推進し、適切に対応していくことが求められています。

【施策の方向性】

社会全体が一体となって未来を担うこどもたちの人権を尊重し、こどもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域における啓発活動や青少年健全育成のための取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・児童福祉法
- ・こども基本法
- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ・草加市「こども」プラン

【主な取組】

こどもの人権尊重	・こどもの人権を認め、尊重する意識を育成する。
環境の整備	・こどもが生き生きと成長できる環境を整備する。
性的搾取の防止	・こどもの人権を尊重する性教育の充実を図る。
子育て支援	・子育てにやさしい環境づくりを推進する。
いじめの防止	・いじめをなくし、いじめの被害者を早期に発見する。

施策3 高年者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進

【現状と課題】

日本の高齢化はますます進行し、人口減少とも相まって令和19年(2037年)には国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。そうした中、国において、養護者や養介護施設従事者等による高年者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高年者の親族が当該高年者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等について「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく取組は行われているものの、高年者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。

国においては、令和6年(2024年)1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症* 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けて、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、若年性認知症を含めた認知症施策に関する取組を推進しています。また、「高齢社会対策基本法」に基づき、高年者にとっても、他の世代の人にとっても暮らしやすい社会の実現に向けて、「高齢社会対策大綱」を策定し、それらに基づき、高年者が安心して生活を営むことができる環境の整備に向けた取組を推進しています。

本市では、令和2年(2020年)での高齢化率は24.6%となっており、令和12年(2030年)に総人口のピークを迎えますが、高年者人口は上昇し続け、令和22年(2040年)頃には高齢化率が29%に達するものと見込まれています。また、一人暮らしや認知症の高年者、夫婦ともに高年者で老老介護* の負担を抱える世帯も増加しています。

これらの動向を踏まえ、本市では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする「第九次草加市高年者プラン」を策定し、高年者の人権が守られるよう、成年後見制度* の利用促進や高年者への虐待の早期発見や予防等、権利擁護に関する意識啓発等に努めています。

今後も、「第九次草加市高年者プラン」で掲げる「すべての人が支え合い住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるまち」の実現に向け、全ての高年者の人権が守られ尊厳ある暮らしを送ることができるよう、人権の視点をもって各取組を推進するとともに、これらの取組や制度の周知に努める必要があります。

【施策の方向性】

高年者が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高年者の権利を擁護するなど、高年者の人権を尊重した取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・老人福祉法
- ・高齢社会対策基本法
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- ・介護保険法
- ・第九次草加市高年者プラン

【主な取組】

社会参加の促進	・高年者の人権を尊重し社会参加を促進する。
生きがい活動の促進	・高年者が生き生きとした生活を過ごせるよう生きがい活動を促進する。
健康づくりの推進	・高年者が健康に暮らせるよう健康づくりの活動を推進する。
高年者の人権擁護の推進	・虐待等から高年者を守り、高年者の人権の擁護を推進する。

施策4 障がいのある人の人権尊重と共に生きる取組の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できるノーマライゼーション*社会の実現が求められる中で、障がいに対する差別的な考えに起因すると思われる悲慘な事件が起きています。このような状況においては、障がいのある人一人ひとりの人権の尊重のため、理解促進と権利・利益を擁護し、誤解や偏見による生活のしづらさをなくしていくまちづくりを進めていく必要があります。

国際的動向としては、平成18年(2006年)に「障害者の権利に関する条約」が採択され、同条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組の設置等、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されました。

国においては、この条約の批准に当たり、「障害者基本法」を改正し、障がいのある人の定義を見直し、障がいは障がいのある人にあるのではなく、社会の側にこそあるという「社会モデル」を採用入れるとともに、障がいのある人に対する差別の禁止を基本原則として明記しています。そして、この基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」を制定し、平成28年(2016年)4月に施行しました。さらに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法」の改正法が令和6年(2024年)4月に施行されました。加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示しています。

本市では、令和6年(2024年)に「第四次草加市障がい者計画」を策定し、障がい者が安心して生活ができるようにすることを目指し、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進等の諸施策を行う中で障がい者福祉の推進を図っています。特に、「市民の福祉意識を高める【啓発・広報】」ことを基本目標の一つに掲げ、障がいへの理解を深める施策を積極的に展開しています。

今後も、「第四次草加市障がい者計画」に基づき、各事業者、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関と連携しながら、障がいのある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現を目指していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人を取りまく環境やニーズ(要望)の変化に対応しつつ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、地域でいきいきと安全で安心して暮らし続けられるように、取組を総合的・計画的に推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・障害者基本法
- ・障害者虐待防止法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・草加市障がい者計画

【主な取組】

社会参加の促進(啓発・支援)	・障がい者の社会参加を促進するよう啓発や支援活動を進める。
在宅支援サービス提供体制の拡充	・障がい者の人権を尊重するため在宅支援サービスの提供体制を拡充する。
雇用対策の促進	・障がい者の社会参加と就労を支援し雇用対策を促進する。
福祉と人権擁護の推進	・障がい者の福祉と人権の擁護を推進するための様々な機会を創出する。

施策5 同和問題(部落差別)の解決に向けた取組の推進

【現状と課題】

部落差別(同和問題)は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれていることを強いられた我が国固有の重大な人権課題」として、人権課題の一つに位置付けられてきました。

昭和40年(1965年)の「同和対策審議会」の答申において、同和問題の早急な解決は、国の責務であり、同時に、国民的課題であるとされ、昭和44年(1969年)には、「同和対策事業特別措置法*」が制定され、平成14年(2002年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、同和問題の解決に向けた取組が全国で実施されました。その結果、同和地区の環境に対する物的な基盤整備は着実に進み、一般地区との格差は改善されましたが、現在もなお、同和地区の出身という理由で就職差別や結婚差別、差別的な落書きなどが発生し、差別を受けている人々がいます。

平成28年(2016年)には、「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、近年の情報化の進展に伴い、インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報を公開するなど、部落差別を取り巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされました。

また、同法に基づき、地方公共団体などが把握する差別事例や一般国民に対する意識調査などについて、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)にかけて国が実施した調査では、正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っているということ等が部落差別の実態としてあげられています。

本市では、平成14年度(2002年度)に、これまで取り組んできた同和対策事業の成果と課題を踏まえ、「草加市人権施策推進基本方針～同和行政の基本方針～」を策定し、平成18年(2006年)3月には、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な差別や偏見の解消を目指した「草加市人権施策推進基本方針」を策定し、平成28年(2016年)には改定を行い、同和問題(部落差別)を行政の極めて重要な課題に位置付け、関係機関等と緊密な連携を図り、諸施策を積極的に推進してきました。

今後も、行政による研修・啓発や学校における人権教育をはじめ、市民・地域・事業所・団体などが同和問題解決の意義を認識し、取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

部落差別(同和問題)に関する差別意識の解消に向け、部落差別解消推進法の趣旨や目的を踏まえ、部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識が深まるよう人権教育・啓発活動を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

【主な取組】

学校同和教育の推進	・学校における同和教育を推進する。
社会同和教育の推進	・社会教育における同和教育を推進する。
啓発の充実	・同和問題に関する啓発活動を充実させる。
研修の充実	・同和問題に関する職員研修を充実させる。 ・同和問題に関する教職員研修を充実させる。

施策6 外国人の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進

【現状と課題】

外国人は、言葉や習慣、文化の違いの中で暮らしており、異なる言語や習慣、文化等への理解不足等や、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において差別的な待遇を受けるなど様々な人権問題が生じています。外国人への差別や偏見をなくすためには「相互理解」に重点を置き、多様性を認め、外国人の習慣等を理解・尊重する社会を実現することが求められています。

国においては、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定のほか、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、そのビジョンの一つとして、外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会の実現を掲げ、外国人住民との共生社会の実現に向けた環境整備を推進しています。

本市における外国人の数は増加傾向にあり、令和6年(2024年)4月1日現在では、10,273人と、全人口の4%を占めるまでになっています。国・地域数で見ると、88の国・地域の方が居住しており、中国が3,251人、ベトナムが1,495人、フィリピンが1,358人となっています。在留資格別にみると、最も多いのが永住者の3,342人で、技術・人文知識・国際業務1,248人、家族滞在1,013人と続いています。

本市では、平成15年(2003年)に市民と行政のパートナーシップに基づき国際相談コーナーを開設し、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人のための相談や生活支援活動等を行ってきました。また、外国人の増加とともに、出身地や在留目的、活動の多様化が進むにつれ、本市を取り巻く環境も複雑化してきている現状を踏まえ、令和2年度(2020年度)からは、庁内関係各課を集めた「多文化共生社会に向けた調整会議」を開催し、課題を共有しながら、解決に向けた連携を図ることにより、外国人へのきめ細かな支援を行うなどの取組を進めてきたところです。

今後も、外国人と日本人が互いに理解を深め、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等が異なる人々と多様性を認め合いながら、互いに尊重し、安心して暮らすことのできる多文化共生*社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

【施策の方向性】

国籍や文化、民族による偏見や差別をなくすため、国籍を越えて言語、文化、習慣の違いをお互いに理解し、すべての市民が地域で共生し安心して暮らすことができるよう、多文化共生社会に向けた取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・出入国管理及び難民認定法
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

【主な取組】

多文化共生まちづくりの推進	・外国人(日本語を十分に理解できない人や日本と異なる文化を有する人を含む。)との共生を推進する。
国際理解啓発の推進	・国際交流活動の推進や、啓発事業を通して国際理解の啓発を推進する。

施策7 感染症患者等に関する人権尊重の取組の推進

【現状と課題】

感染症に対する誤った知識や偏見等により、様々な差別や人権侵害が起きています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文において、「我が国においては、過去にハンセン病*、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。」と記されており、感染症の患者の人権の保護に配慮するよう国及び地方公共団体の責務、国民の責務を定めています。しかしながら、HIV感染者* やエイズ* 患者に対しては、正しい知識や理解の不足から多くの差別や偏見を生み、医療現場における診療拒否や職場における解雇など様々な場面での人権問題となって現れています。

また、平成21年(2009年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、令和元年(2019年)に「ハンセン病元患者家族に対する補助金の支給等に関する法律」が施行されましたが、未だにハンセン病患者・元患者等に対する差別や偏見が残っています。

さらに、令和2年(2020年)に世界的にパンデミック(世界的流行)を引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、感染のおそれや不安、誤解や偏見により、感染者やその家族、外国人や医療従事者に対して、誹謗・中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加しています。

様々な感染症や疾病により、人々の間に患者や回復者、その家族に対する偏見や差別を生じさせてしまう恐れがあることから、今後も、感染症・疾病の患者等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現する取組と併せて、感染症・疾病の正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を解消するための取組を続けていくことが重要です。

【施策の方向性】

市民が安心して適切な医療を受けることができ、また、感染症・疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会に向けて取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・そうかみんなどで健康づくり計画

【主な取組】

正しい知識の普及啓発と 感染予防	・感染症やハンセン病に対する人権意識の普及啓発を図り、患者やその家族への理解を促進する。 ・感染症予防に対する正しい知識や理解の普及啓発を図る。
---------------------	---

施策8 犯罪被害者やその家族への支援の充実と理解促進

【現状と課題】

犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人たちです。その平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きます。事件による直接的な心身の被害以外にも、精神的ショックや身体の不調が現れます。また、犯罪によってけがをした人や精神的な支援が必要になった人には治療費の負担が大きく、治療等が長引いて長期間仕事を休んだことによる失職や転職を余儀なくされる場合もあり、経済的に困窮し、これまでの生活を変えざるを得ないこともあります。

さらに、興味本位の噂や心無い中傷等がSNS等のインターネットで書き込まれるなど、周囲の無理解や配慮に欠けた言動により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

平成17年(2005年)、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づき、国が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱を定めた「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。また、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施しています。

本市では、犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備に取り組むため、「草加市安全安心まちづくり推進条例」を平成29年(2017年)4月1日に施行し、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するという基本理念の下、平成30年(2018年)3月に「草加市安全安心まちづくり行動計画」を策定し、以降、防犯力の向上や犯罪被害者等への支援に努めてきたところです。また、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として「草加市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和7年(2025年)4月1日に施行されました。

犯罪被害は、誰にでも起こり得るという認識を持って、犯罪被害者とその家族が置かれている状況や心情について理解を深め、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営んでいけるよう、関係機関との連携・協力を図りながら社会全体で支えていくことが求められます。

【施策の方向性】

庁内関係各課や埼玉県、埼玉県警察、支援団体等と連携して、本人及びその家族への偏見や差別の解消に向けた取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・犯罪被害者等基本法
- ・草加市犯罪被害者等支援条例
- ・草加市安全安心まちづくり推進条例
- ・草加市安全安心まちづくり行動計画

【主な取組】

犯罪被害者支援総合的対応窓口の強化	・犯罪被害者等のニーズに対応する「切れ目のない支援体制」の構築
犯罪被害者等への理解を深めるための啓発	・犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すための社会全体としての支援

施策9 アイヌの人々の人権の尊重と独自文化への理解促進

【現状と課題】

アイヌの人々は、現在の北海道などの地域における先住民族であり、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユーカラなどの多くの口承文芸などの独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

令和元年(2019年)5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等についての国民の理解を深めることを旨として行わなければならないとされています。また、アイヌ施策の推進は、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされるとともに、何人も、アイヌの人々に対し、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされています。

本市では、市民一人ひとりがアイヌの歴史・伝統・文化等について正しく理解し、アイヌの人々の人権を尊重することが差別や偏見の解消につながります。今後も、アイヌの人々と共生できる社会づくりに向けた啓発活動の推進に努めることが必要です。

【施策の方向性】

様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるため、ポスターやパンフレット等の媒体を活用した人権意識の普及・啓発に取り組みます。

【関係する主な法令・計画等】

・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

【主な取組】

人権尊重意識の普及啓発	・アイヌの人々に関する人権尊重意識を啓発する。
-------------	-------------------------

施策 10 インターネットによる人権侵害に対する取組の推進

【現状と課題】

インターネットが情報収集ツールからコミュニケーションツールへと進展し、誰もが気軽に情報を発信できる等利便性が大きく増えています。一方で、そのインターネットを悪用し、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。

社会のデジタル化の進展により、国民のインターネットの利用率が上昇を続けており、SNS が若年層を中心に広く普及し、大人だけでなくこどもの所有率も増加しています。SNS の機能を使って、気軽に情報収集やコミュニケーションがとれる一方、いじめに利用されることも課題となっています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題(部落差別)や外国人、障がいのある人等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。

国においては、インターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、令和2年(2020年)に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しているほか、侮辱罪の法定刑の引き上げ、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めています。また、令和3年(2021年)に改正された「プロバイダ責任制限法」は、新たな裁判制度が創設され、令和6年(2024年)の改正では「情報流通プラットフォーム対処法」に改称され、大規模プラットフォーム事業者に対し、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・好評を義務付けるなどの新たな規制が設けられるなど、インターネットによる人権侵害の対策が進められています。

本市では、インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を行っています。

また、児童生徒や保護者に対しては、学校教育を通じて、適切な利用について理解を促しています。平成30年度(2018年度)からは、中学校において、匿名でいじめ等を報告・相談できるアプリを導入し、いじめ問題に対する「脱・傍観者」意識を育成するための授業を実施しています。

インターネットによる他人への誹謗中傷やこどものいじめ問題、個人情報の不正流出は重大な人権侵害であるため、マナーやルールを守ってインターネットを活用できるよう、正しい使い方や個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識について、家庭や地域、学校等のあらゆる場において、教育や啓発を推進していくことが求められます。また、インターネット上で人権侵害に該当すると思われる事案が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら被害を最小限に抑えるよう取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民、事業者等にも様々な機会を通じて啓発等を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

【主な取組】

情報モラル教育*の推進	・インターネットの匿名性や拡散性を認識した適正なインターネット使用の習慣を学ぶ。
啓発の充実	・インターネットによる人権侵害を防止する意識を啓発する。

施策 11 北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けた取組の推進

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

北朝鮮当局は、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人をその意思に反して、北朝鮮に拉致しました。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、平成14年(2002年)9月、日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者の帰国は実現しましたが、残りの12名の拉致被害者は、今なお帰国できずに、拉致されたままです。このほかにも、拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推進するなど、真相究明に努めています。

また、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2016年)6月には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

本市では、今後も、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、多くの市民が関心を持ち続け、認識を深めるために、北朝鮮当局による日本人拉致の問題についての正しい知識の普及、理解促進に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

拉致問題を風化させることのないよう、引き続き、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組を進めていきます。

【関係する主な法令・計画等】

・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

【主な取組】

啓発活動の推進	・拉致問題に対する関心と認識を深める。
学校教育の推進	

施策 12 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成 23 年(2011 年)3月 11 日に発生した東日本大震災と、それに起因する原子力発電所の事故によって、多くの犠牲者と被災者が発生しました。そして、東日本に住んでいる人々を中心に心身や生活に大きな影響が生じました。また、原子力発電所の事故については、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評による思い込みや心ない言動により、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

近年においても、令和4年(2022 年)3月に発生した福島県沖を震源とする地震、令和5年(2023 年)6月に発生した梅雨前線による大雨及び台風2号、令和6年(2024 年)元旦に発生した能登半島地震など災害が繰り返し発生しています。

このような状況において、避難所生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほか、高年者、障がいのある人、乳幼児、難病患者、妊産婦などの要配慮者*や、性的少数者、女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。また、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。

本市では、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「災害対策基本法」に基づき、草加市防災計画を策定しており、この中で災害対策における「人権尊重」を規定しています。具体的には、高年者、障がいのある人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの「要配慮者及び避難行動要支援者」は、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があることや、災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行うことを明記しています。また、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中してしまう可能性や、女性や子どもを狙った犯罪が増加するおそれなど、様々な問題の発生が考えられることから、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れ、防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違い及び性的少数者の方への配慮を行うことなどを定めています。

災害時には、被災者一人ひとりの人権を確保し、基本的な生活が営めるように取り組むことが重要です。女性を含む様々な人々の避難所運営への参画を推進するとともに、誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した避難所運営を行う必要があります。

【施策の方向性】

避難生活における安心・安全の確保、要配慮者及び避難行動要支援者に配慮した避難支援体制の整備に向けた取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・災害救助法
- ・災害対策基本法
- ・草加市地域防災計画

【主な取組】

要配慮者・避難行動要支援者への 支援対策	・災害発生時に向けた支援体制の整備
-------------------------	-------------------

施策13 性的マイノリティの人権尊重と差別や偏見の解消に向けた取組の推進

【現状と課題】

性的マイノリティとは、性愛の対象がどこに向いているか・いないかを表す「性的指向*」や、自己の性別をどのように認識しているかを表す「性自認(性同一性)」等といった概念を基準としたときに、少数である人たちのことをいいます。

人口に占める割合で多数者(マジョリティ)でないということだけでなく、社会的に弱い立場になりうるという意味でも「マイノリティ(少数者)」と呼ばれることがあります。

「マイノリティ(少数者)」であるということは、少なからず他人との違いを持っているということであり、存在を示しにくい、声を上げにくいという問題があります。

多様な性的指向や性自認(性同一性)がある中で、性的マイノリティは、自分自身の性の違和感について思い悩み、家族や知り合いに打ち明けることなくひとり悩み続けたり、社会的に孤立したりする人も多くみられます。近年、社会の関心が高まってきているものの、理解はまだ十分に進んでいないため、偏見や差別を恐れ、性的指向や性自認(性同一性)を周囲に伝えられず(カミングアウトできず)に悩みや生きづらさを抱えている人が多くいます。さらに、カミングアウトした相手から性的指向や性自認を本人の同意なく暴露(アウティング)されたことによる差別の問題もあり、周囲や社会の理解が必要となっています。

国においては、令和5年(2023年)6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行されました。

また、この法律に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、各府省が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

本市では、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓し、その事実を公的に認める「草加市パートナーシップ宣誓制度」を令和3年(2021年)12月に創設し、運用を開始しました。また、令和5年度(2023年度)からは、パートナーシップ*の関係にある方の一方又は双方に子どもがいる場合に、その子どもを含めた関係性を認めるファミリーシップ*制度を導入するとともに、草加市に転出入する同制度の利用者の負担の軽減を図るため、越谷市、春日部市、さいたま市、久喜市と連携を開始し、現在では、県内の全市町村及び全国の多くの自治体と連携を図っています。

誰にでも性的指向・性自認があり、性のあり方は多様であることを示す言葉としてSOGI(「ソギ」または「ソジ」)が使われています。性的指向・性自認について正しく理解していくための施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

【施策の方向性】

性的マイノリティの人々が自分らしくいきいきと生活できるよう、偏見や差別、暮らしの中での困難などを解消するための取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例
- ・パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書
- ・草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱

【主な取組】

性的マイノリティへの理解の ための啓発・教育の推進	・性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消
------------------------------	-------------------------

施策 14 様々な人権課題に対する取組の推進

【現状と課題】

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権課題の他にも、非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引、刑を終えて出所した人、ホームレス* の方に対する偏見や差別、ハラスメント、依存症、ひきこもりに関する人権課題なども発生しています。

人権は、社会の変化に伴い多様な広がりを持つことから、新たな動きにも常に目を向けていく必要があります。

本市では、今後も、これらの人権課題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権課題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

【施策の方向性】

関係機関・団体と連携して、本人及びその家族への偏見や差別の解消に向けた取組を推進します。

【関係する主な法令・計画等】

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・生活困窮者自立支援法
- ・人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- ・埼玉県人権施策推進指針

【主な取組】

正しい理解の普及	刑を終えて出所した人、ホームレス、ハラスメント、依存症、ひきこもりに関する人権課題などに対する正しい理解を普及する。
偏見や差別意識の払拭と基本的人権の尊重	あらゆる偏見と差別意識を払しょくし、基本的人権を尊重する。

第4章 計画の推進

1 人権施策推進体制

(1) 庁内連絡調整組織

推進計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る庁内各部署の調整や協力が不可欠です。そのためには、人権教育、人権研修、相談・救済等を総合的に検討する組織が必要であることから、「草加市人権施策推進会議」を活用して、庁内推進体制を整備していきます。

(2) 協議組織

平成14年(2002年)、「草加市同和対策審議会条例」から「草加市人権推進審議会条例」への名称変更に伴い、「草加市同和対策審議会」が改組され、人権施策の推進を図るために必要な事項について、検討・協議を進めるとともに、「草加市人権施策推進基本方針実施計画(現行の草加市人権施策推進計画)」の実施状況の検討等について意見や助言を行うための附属機関として、知識経験者、市民代表者で構成された「草加市人権推進審議会」が設置されました。本審議会は、市長の諮問に応じ、本市が行う人権推進事業に関し必要な事項を審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進していきます。

(3) 関係団体・関係機関

地域には、市民により近い立場の人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司などの社会的に重要な役割を担っている方々や、市民団体等の豊富な人材と組織、また、地域の教育・福祉に関わるネットワーク等が存在しています。

人権教育・啓発をより効果的に推進していくためには、これらの人々と連携した取組が積極的に図られる必要があり、今後は、人権問題に取り組む各種の民間団体・NPO等に対し、人権教育・啓発に関する取組の充実に向けた支援をするとともに、連携・協働を図り、ともに人権教育・啓発を推進していきます。

2 進行管理

推進計画の人権に関する施策の基本理念と基本目標を実現するために、計画策定後の施策の進捗及び、新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要となります。

推進計画に基づく施策の進行管理には、事業・取組の状況について、毎年度、担当課の進捗状況を把握するとともに、外部の視点として、附属機関である「草加市人権推進審議会」に意見・助言を求めます。

また、施策の効果の検証手法の一つとして、北足立郡14市町の住民を対象とした「人権意識調査」を定期的実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、施策を推進していきます。

なお、施策における主な取組は、毎年度、進捗に応じて見直しいたします。

資料編

1 計画策定経過

草加市では平成11年(1999年)4月に市長を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、草加市行動計画の策定作業を進めるとともに、実効性のある行動計画にするため、草加市人権教育推進幹事会を設置し、検討・研究を行いました。

平成12年(2000年)4月には「人権教育のための国連10年草加市行動計画」を策定し、行政機関相互の密接な連携を図りながら年度ごとの進捗状況調査を行い、積極的な推進を図っています。

平成13年(2001年)4月には第三次草加市総合振興計画体系に「人権の尊重」を位置付け、平成14年(2002年)4月1日からは、組織改正により、総合政策部に人権推進課が設置されました。7月には人権施策を市民の意向に基づいて行うために「草加市人権意識調査」を行いました。また、今まで取り組んできた同和対策事業の成果と課題を踏まえながら「草加市人権施策推進基本方針―同和行政の基本方針―」を策定しました。

性同一性障がい*者に対する取組は、全国に先駆けて実施し、草加市において市の文書90件から性別記載を削除する等、実質的な差別の解消を図りました。

外国人(日本語を十分に理解できない人や日本と異なる文化を有する人を含む。)の人権についての取組については、平成15年(2003年)4月から市民との協働により「国際相談コーナー」を設置し、生活適応支援及び市民の国際理解啓発を目的とした事業を開催しました。

平成16年(2004年)4月1日には組織改正により総合政策部に人権共生課を設置し、平和事業、人権啓発事業、国際姉妹・友好都市交流事業、地域からの国際化推進事業、男女共同参画プラン2001推進事業、男女共同参画支援事業、男女共同参画意識醸成事業等、人権関連事業を集中することにより総合調整・事業の連携を図りながら実効性を有した効果的な事業の実施に取り組んでおります。

10月には、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を制定し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を目指し、施策の推進に取り組んでおります。また、人権尊重の視点から「事業開催に係るガイドライン」を作成し、性差・障がいの有無に関わらず誰もがあらゆる事業に参加することができるような環境の構築に努めているところ です。

平成18年(2006年)3月には、同和行政に特化したものではなく、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な差別や偏見の解消を目指した「草加市人権施策基本方針」を策定しました。

平成20年(2008年)には、人権施策推進基本方針が目指す「人権共生社会」実現するため、「草加市人権施策推進実施計画(平成20～24年度)」を策定し、人権推進に関する事業を実施しました。

平成23年(2011年)7月1日には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」に基づき「草加市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者の自立や支援に必要な情報の提供を行っています。

平成24年(2012年)4月1日には、組織改正により総合政策部に人権共生課を移管し、事業を「多文化共生事業」、「平和事業」、「人権啓発事業」、「男女共同参画社会推進・支援事業」とすることにより、人権課題の解決に向け総合的に取り組む組織体制に整備しました。

平成25年(2013年)には「草加市人権施策推進実施計画(平成20～24年度)」が平成24年度に終了することから、「草加市人権施策推進実施計画(平成25～29年度)」を策定し、人権課題に対する取組、人権教育・啓発など事業を推進してきました。

平成26年(2014年)6月には、「草加市いじめ問題連絡協議会等条例」を制定し、いじめの防止や解決のため、重大事態に該当するいじめが発生した際の調査を迅速かつ適切に行う組織を確立することで、市全体で子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整備しました。それに伴い人権共生課においては、いじめ再発防止のため「いじめ撲滅推進事業」を新設しました。

平成30年(2018年)には「草加市人権施策推進実施計画(平成25~29年度)」が平成29年度に終了することから、「草加市人権施策推進実施計画(平成30~34年度(2022年度))」を策定し、人権課題に対する取組、人権教育・啓発など事業を推進しているところです。

令和2年(2020年)6月には、「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見等による人権侵害のない社会の実現」や「多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を謳い、男女共同参画社会づくりのより一層の推進を図っています。

令和3年(2021年)3月には、「草加市男女共同参画プラン2021」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識の浸透・定着、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、安心・安全な暮らしの実現などを基本目標に掲げ、施策の推進を図っています。

令和5年(2023年)には、「草加市人権施策推進実施計画(平成30~34年度)」が令和4年度に終了することから、「草加市人権施策推進基本方針」の計画期間と合わせた「草加市人権施策推進実施計画(令和5~7年度)」を策定し、引き続き人権課題に対する取組、人権教育・啓発など事業を推進しています。

2 草加市人権推進審議会委員名簿

(1) 任期

【第12期】令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(2) 構成

区分	氏名	所属団体等
知識経験者	加藤 裕	草加市民生委員・児童委員協議会
	谷古宇 孝	越谷人権擁護委員協議会草加部会
	志村 朝光	草加市人権教育推進協議会
	松浦 麻里沙	埼玉弁護士会越谷支部
	糸溪 文有	草加地区保護司会
市民代表者	河合 一典	部落解放同盟埼玉県連合会草加支部
	真壁 光夫	草加市町会連合会
	野口 広美	草加光陽育成会
	姜 仙兒	NPO 法人 Living in Japan
	太田 芳文	公募による委員

3 関係法令

世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抜粋)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年(2020年)12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養(かんよう)を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日)

(法律第九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

令和四年七月八日

条例第三十四号

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九九号。第九条において「法」という。)第二条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(部落差別の禁止)

第三条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第四条 県は、第二条に定める基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第七条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第八条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第九条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第六条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

草加市人権尊重都市宣言

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

1 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

令和2年6月18日制定

草加市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 草加市人権施策推進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に当たり、草加市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、総合政策部副部長をもって充てる。
- 5 副会長は、人権共生課長をもって充てる。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(ワーキング・グループ)

第6条 推進会議における調査、検討等の資料を作成し、その他人権施策の推進に関する基礎的な調査等を実施するため、必要に応じワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループの構成員は、推進会議構成員の推薦を受けた職員とし、会長が選任する。

(関係職員の出席)

第7条 推進会議は、その所掌事項に関し必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合政策部人権共生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総合政策部副部長(総合政策部長が指名する者に限る。)

広報課長

総合政策課長

人権共生課長

庶務課長

みんなでまちづくり課長

福祉政策課長

健康づくり課長

こども政策課長

交通対策課長

都市計画課長

建設管理課長

水道総務課長

経営管理課長

総務企画課長

4 用語解説

あ行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成30年(2018年)に成立。

エイズ(AIDS)

後天性免疫不全症候群。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患(カポジ肉腫、ニューモシスチス(カリニ)肺炎等を発症している点でHIV感染とは異なる。

HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

SDGs

平成27年(2015年)9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択された。これは、「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことで、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指している。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標として、日本も積極的に取り組んでいる。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

NGO

Non-governmental Organization の略で、非政府組織と訳される。NGOは一般的に国際社会で活動する団体、NPOは国内で活動する団体を表すことが多い。

NPO

Non-profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成10年(1998年)には、「任意団体」に法人格を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されている。

か行

ケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。

さ行

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本理念や施策の基本事項を定め、県・県民・事業者の責務や市町村への支援に関する取組を定めた条例で、令和4年(2022年)7月8日施行された。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

部落差別の解消する必要性に対する県民の理解を深め、部落差別のない社会を実現するため、国・市町村・県民・事業者と連携を図りながら施策を推進する県の基本理念や責務を定めた条例で、令和4年(2022年)7月8日施行された。

児童の権利に関する条約

平成元年(1989年)11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6年(1994年)4月批准。(この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。平成28年(2016年)施行。

情報モラル教育

パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。

人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12年(2000年)に制定された法律。

人権啓発

「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語。

性的少数者(LGBTQ)

性的少数者とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致しない人)等、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のこと。

性同一性障がい

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

成年後見制度

高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12年(2000年)の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

た行

男女共同参画社会

性別にかかわらず全ての人が個人として尊重され、個性や能力を発揮して豊かに生きることができる社会であり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会。

多文化共生

国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きること。

DV

配偶者や内縁関係の相手に対し、身体的、精神的、性的、経済的な暴力をふるい、人格や安全を脅かし、自分の思い通りに支配しようとする事。狭義の意味では、(内縁を含む)夫が妻に対してふるう暴力。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44年(1969年)に制定された10年間の限時法(後に、法期限を3年間延長)。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

な行

認知症

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

ノーマライゼーション

北欧から世界に広まった障がい者福祉の理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として平成13年(2001年)に施行された法律。

ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的指向または性自認に係る性的少数者である二人の者の社会生活関係をいう。

ファミリーシップ

パートナーシップにある者の双方または一方と生計を同じくする子と、家族として協力し合う関係をいう。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年(2016年)に制定された法律。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に平成28年(2016年)に制定された法律。

や行

要配慮者

高齢者、障害のある人、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人のこと。

ら行


老老介護

高年者が高年者を介護せざる得ない状況とのこと。夫婦間だけでなく、高年の子どもが親を介護するような親子間も多い。核家族化による家庭の介護力の低下に起因するもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



草加市人権施策推進計画
令和8年（2026年）3月
草加市 総合政策部 人権共生課
電 話 048-922-2858
F A X 048-927-4955

Eメール jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp